

美里町一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

美 里 町

目次

第1編 一般廃棄物処理基本計画の趣旨	1
第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の範囲	3
1.3.1 計画対象区域	3
1.3.2 計画の範囲	3
1.4 目標年度	3
第2編 町の概要及び一般廃棄物処理の現状	4
第1章 地域の特性	4
1.1 美里町の概要	4
1.1.1 地理的特性	4
1.1.2 人口動態・分布	7
1.1.3 産業の動向	10
1.1.4 土地利用状況	13
1.1.5 交通	14
1.2 上位計画	15
1.2.1 第5次美里町総合振興計画	15
第2章 ごみ処理の現状及び課題	16
2.1 ごみ処理事業の概要	16
2.1.1 ごみ処理事業の沿革	16
2.1.2 ごみ処理体制の概要	18
2.2 ごみ処理体制の現状	20
2.2.1 ごみの分別区分及び処理主体	20
2.2.2 排出段階における減量化・資源化	23
2.2.3 収集・運搬	24
2.2.4 中間処理	26
2.2.5 最終処分	27
2.3 ごみ処理の実績	28
2.3.1 ごみ総排出量の実績	28
2.3.2 ごみ処理量の実績	30
2.3.3 ごみの性状	33
2.3.4 ごみ処理事業経費	34
2.4 ごみ処理行政の動向	36
2.4.1 国及び県の動向	36
2.4.2 近隣市町村の動向	37

2.5	ごみ処理の評価と課題	38
2.5.1	ごみ処理の評価	38
2.5.2	ごみ処理の課題	39
第3章	生活排水処理の現状及び課題	41
3.1	生活排水処理事業の概要	41
3.1.1	生活排水処理の概要	41
3.1.2	処理フロー	41
3.1.3	生活排水処理形態別人口	42
3.1.4	処理形態別概況	42
3.2	し尿及び浄化槽汚泥の排出実態	44
3.3	中間処理	44
3.4	最終処分	44
第3編	一般廃棄物処理基本計画	45
第1章	ごみ処理基本計画	45
1.1	ごみ量の予測	45
1.1.1	予測方法	45
1.1.2	将来人口の予測	46
1.1.3	ごみ量の予測	48
1.2	3R推進計画	53
1.2.1	町民・事業者との情報交流	53
1.2.2	発生抑制・再使用	54
1.2.3	リサイクル	55
1.3	ごみの適正処理計画	57
1.3.1	収集・運搬計画	57
1.3.2	中間処理計画及び最終処分	58
1.4	計画の推進	59
1.4.1	実施スケジュール	59
1.4.2	町民・事業者・行政の役割	59
第2章	生活排水処理基本計画	62
2.1	計画フレーム	62
2.2	生活排水処理基本方針	62
2.3	公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備計画	62
2.4	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	63

第 1 編 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨

1.1 計画策定の趣旨

(1) ごみ処理を巡る状況

美里町（以下「本町」という。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、計画初年度を平成 29 年度とした「美里町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の安定的・継続的な適正処理に努めてきた。

平成 12 年 4 月には、本町と近隣市町である本庄市、神川町、上里町で構成する児玉郡市広域市町村圏組合（以下「組合」という。）において、安全かつ効率的なごみ処理を行うために、ごみ焼却施設、粗大・資源ごみ処理施設を備えた総合的な廃棄物処理施設として「小山川クリーンセンター」を整備し、ごみを適正に処理すると同時に、周辺環境やダイオキシン類をはじめとする公害防止に万全を期すとともに、ごみの焼却によって発生する熱の利用や粗大・資源ごみ処理施設での鉄・アルミなどの回収といった資源化に努めている。

「美里町一般廃棄物処理基本計画」の策定から 5 年が経過し、ごみ処理に関連する世界的な情勢、国や県の考え方に変化があることと合わせて計画の見直しが必要となっている。

近年、地球規模の環境問題を解決するための関心が世界的に高まっている。2015 年 9 月の国連サミットでは、2016 年から 2030 年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択した。

「廃棄物の大幅な削減」、「食品ロスの減少」、「海洋ごみの削減」など、廃棄物処理に関係した目標が定められている。2016 年 11 月には、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」を発効した。廃棄物処理に際しては、温室効果ガスである二酸化炭素を排出することから、廃棄物処理に際して二酸化炭素の削減に考慮する必要がある。

国では、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定した。食品ロスの削減については、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行した。プラスチック資源循環については、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和 3 年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布された。

埼玉県では、「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を策定し、廃棄物処理についての将来像や計画目標を示している。

(2) 生活排水処理を巡る状況

一方で、生活排水処理については、計画初年度を平成 28 年度とした「美里町生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道事業、農業集落排水施設整備事業や個人設置の合併処理浄化槽により、生活排水処理を進めてきた。

埼玉県では「埼玉県生活排水処理施設整備構想（令和 2 年度）」を策定し、県内全域に生活排水処理施設を整備することを目指してきた。この構想は、令和 7 年度的生活排水処理人口普及率 100%を目標とし、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの施設整備の将来像を示したものである。

本町では、農業集落排水施設整備事業については、7 処理区の供用を開始しているが、十条処理区、沼上処理区は平成 30 年度に変更した下水道事業計画において、公共下水道へ接続する方針としている。これらの状況を反映するため、令和 2 年 3 月に「美里町生活排水処理基本計画等」を見直した。

(3) 一般廃棄物処理基本計画の策定

本町の一般廃棄物処理行政は、近年の人口減少や高齢化の進行等の課題、世界的な潮流、国や県の考え方の改変といった一般廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ、ごみの減量化・資源化を図るとともに、一般廃棄物の安定的・継続的な適正処理を推進していくことが求められている。

以上のような背景から、一般廃棄物を取り巻く社会の変化や本町の一般廃棄物処理施策の展開などを踏まえて、ごみ処理基本計画である「美里町一般廃棄物処理基本計画」を見直す。これまで、別計画として策定していた「美里町生活排水処理基本計画」と合わせて、様々な施策を町民・事業者・行政の三者が協働して推進し、町民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指すことを目的として、「美里町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

1.2 計画の位置付け

「廃棄物処理法」第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内における一般廃棄物（ごみ、生活排水）の処理に関する計画を定めなければならないと規定されている。これに基づき策定する本計画は、上位計画である「第 5 次美里町総合振興計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化させるための施策方針を示すものであり、ごみ処理に関する最上位計画に位置付けられる。本計画の位置付けについて体系的に示したものを図 1-1-1 に示す。

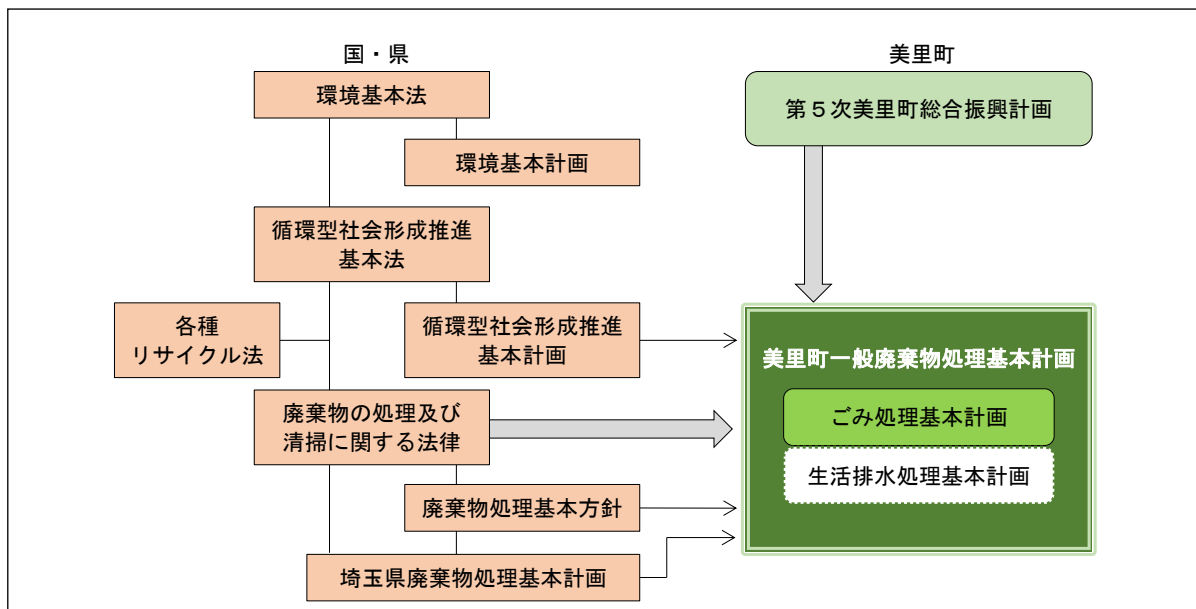


図 1-1-1 計画の位置付け

1.3 計画の範囲

1.3.1 計画対象区域

計画対象区域は、本町の行政区域内全域とする。

1.3.2 計画の範囲

本計画の範囲は、町全域で発生する一般廃棄物（ごみ）の排出抑制を含め、分別排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までとする。また、計画対象廃棄物は、町全域から排出される一般廃棄物のほか、P T Aなどの各種団体が実施する資源分別回収や不法投棄されたごみについても対象とする。

1.4 目標年度

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省）による、ごみ処理基本計画の目標年次は、計画策定時より 10～15 年後程度とされている。したがって、本計画の計画目標年度は、計画初年度を令和 4 年度、計画期間を 15 年間として令和 18 年度とする。

また、中間目標年度は、令和 8 年度とする。なお、本計画は概ね 5 年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行うものとする。

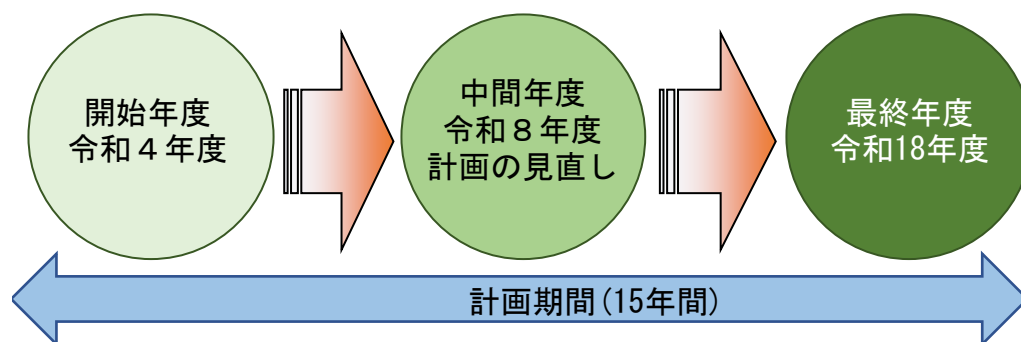


図 1-1-2 計画期間と目標年度

第2編 町の概要及び一般廃棄物処理の現状

第1章 地域の特性

1.1 美里町の概要

1.1.1 地理的特性

(1) 位置・地勢

本町は、埼玉県北西部に位置し、都心部から約80kmの交通アクセスに優れた地域である。昭和29年に東児玉村、松久村、大沢村が合併し、美里村となって現在の町域となり、昭和59年に町制が施行された。東部は深谷市、北部・西部は本庄市、南部は寄居町及び長瀨町にそれぞれ隣接している。面積は33.41km²で、東西5.5km、南北9kmと南北に長く、南部の山間地帯と中央以北の平坦地により構成されている。1級河川である小山川、志戸川、天神川が流れ、豊かな自然に恵まれた田園風景が広がっている。

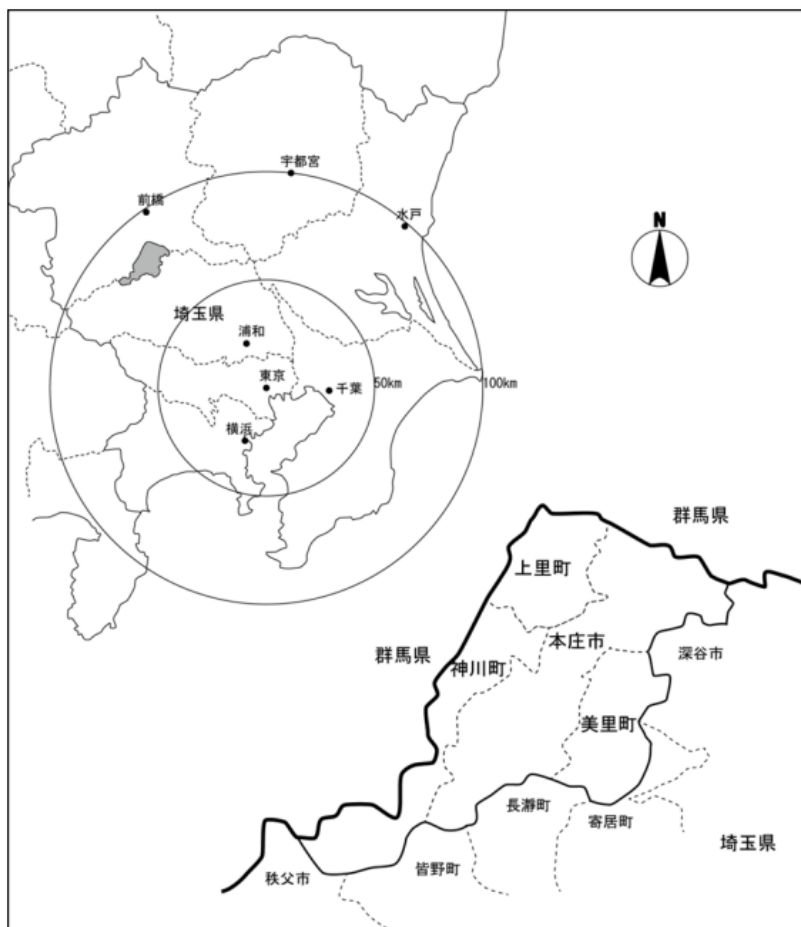


図 2-1-1 本町の位置

(2) 地形・地質

組合圏域は、北側に広がる妻沼低地、中央部の本庄台地及び児玉丘陵、南西部に広がる上武台地より形成されており、北から南にかけて大きく低地、台地、丘陵・山地の三つの地形構造で区分されている。南部の山地は、県立上武自然公園に指定される等、緑豊かな自然環境と景観に恵まれている。また、組合圏域の境を西から北、更に東に向かって神流川、烏川、利根川が流れ、組合圏域のほぼ中央には利根川の支流である小山川、女堀川等の河川がほぼ南西部から北東部に向かって流れている。更に、本町、本庄市の山地部ではそれぞれ円良田湖、間瀬湖があり、良好な水辺環境に恵まれている。組合圏域の地質は、児玉扇状地を形成している洪積台地とその上を覆っている沖積層から成っており、大部分は耕作地として利用されている。

(3) 気象

気象状況を表 2-1-1、図 2-1-2 に示す。

令和 2 年における平均気温は 14.8℃であり比較的温暖である。しかし、最高気温が 40℃近くまで上昇する一方で最低気温が-5℃を下回っている。また、同年の年間降水量は 1,360mm でほぼ平年並みとなっている。

表 2-1-1 気象状況

年月	気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)
	平均	最高	最低		
平成27年	14.6	38.3	-6.1	1226.0	1.6
平成28年	14.6	37.3	-7.4	1192.5	1.6
平成29年	13.9	36.5	-7.1	1238.0	1.7
平成30年	15.0	39.9	-8.5	1082.5	1.6
令和元年	14.7	37.8	-6.3	1649.0	1.7
令和2年	14.8	39.2	-7.3	1360.0	1.5
1月	4.7	18.5	-4.5	92.0	1.8
2月	5.5	20.6	-7.3	8.5	1.9
3月	8.8	26.6	-3.4	91.0	2.1
4月	11.3	24.9	-0.5	171.5	2.1
5月	18.4	32.4	5.5	102.0	1.4
6月	22.6	34.6	15.9	211.0	1.2
7月	23.4	33.1	17.1	272.5	0.9
8月	28.3	39.2	20.2	25.0	1.2
9月	23.0	35.7	11.5	192.0	1.1
10月	15.7	27.7	4.6	191.5	1.2
11月	10.8	22.4	-0.6	3.0	1.6
12月	4.7	17.4	-5.6	0.0	1.8

出典：気象庁 気象統計情報 観測地点：寄居観測所

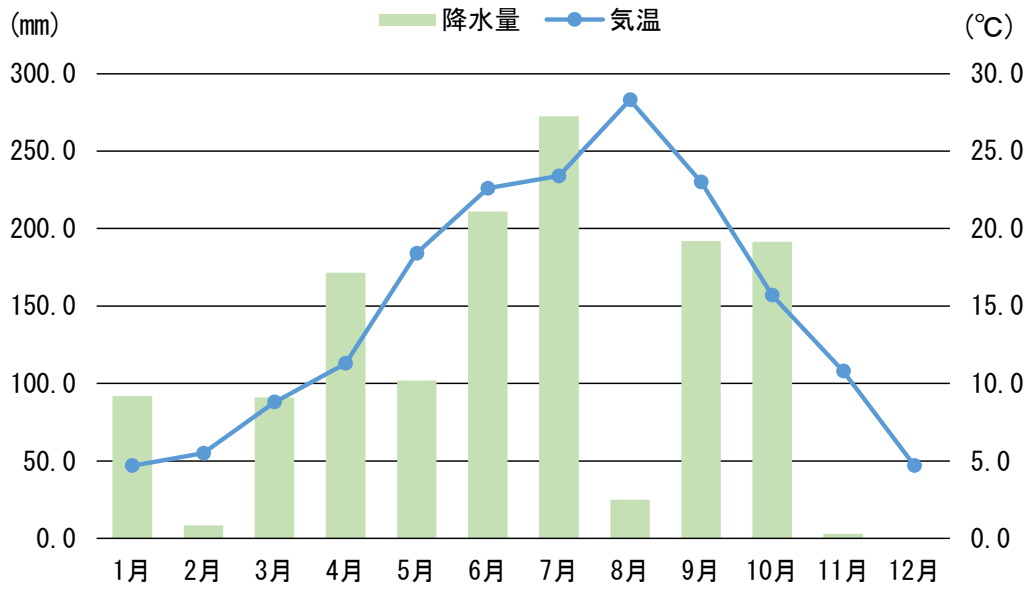


图 2-1-2 平均気温及び降水量 (令和 2 年)

1.1.2 人口動態・分布

(1) 人口及び世帯数

本町及び組合圏域の人口及び世帯数を表 2-1-2、図 2-1-3、表 2-1-3、図 2-1-4 に示す。令和 2 年度の本町における人口は 11,059 人であり、世帯数は 4,498 世帯となっている。また、令和 2 年度の組合圏域における人口は 132,962 人であり、世帯数は 58,515 世帯となっている。経年変化を見ると人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加している。このため、世帯構成人員は年々減少している。

表 2-1-2 本町における人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯構成人員 (人/世帯)
平成23	11,635	3,952	2.94
平成24	11,695	4,048	2.89
平成25	11,606	4,079	2.85
平成26	11,533	4,129	2.79
平成27	11,414	4,174	2.73
平成28	11,311	4,199	2.69
平成29	11,225	4,243	2.65
平成30	11,217	4,367	2.57
令和元	11,167	4,436	2.52
令和2	11,059	4,498	2.46

出典：平成26年～令和2年 美里町 行政区別人口・世帯一覧

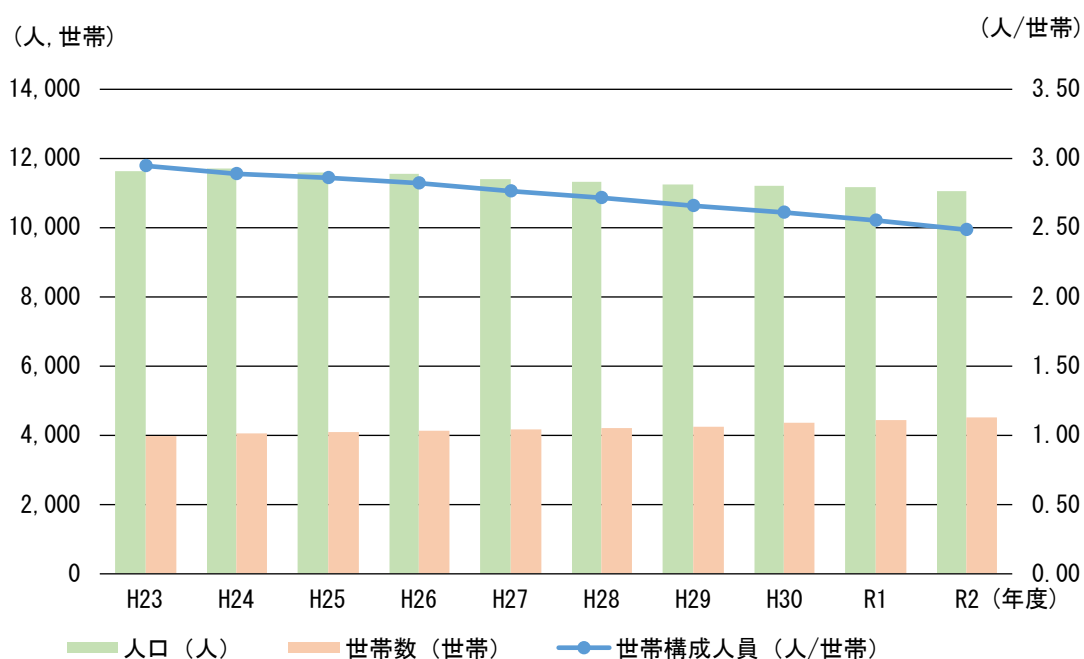


図 2-1-3 本町における人口及び世帯数の推移

表 2-1-3 組合圏域における人口及び世帯数の推移

年度	人口（人）	世帯数（世帯）	世帯構成人員（人/世帯）
平成23	138,540	53,853	2.57
平成24	137,842	53,775	2.56
平成25	136,966	54,159	2.53
平成26	136,291	54,672	2.49
平成27	135,701	55,290	2.45
平成28	135,137	55,875	2.42
平成29	134,635	56,447	2.39
平成30	133,962	57,075	2.35
令和元	133,541	57,806	2.31
令和2	132,962	58,515	2.27

出典：各組合圏域ホームページ、住民基本台帳

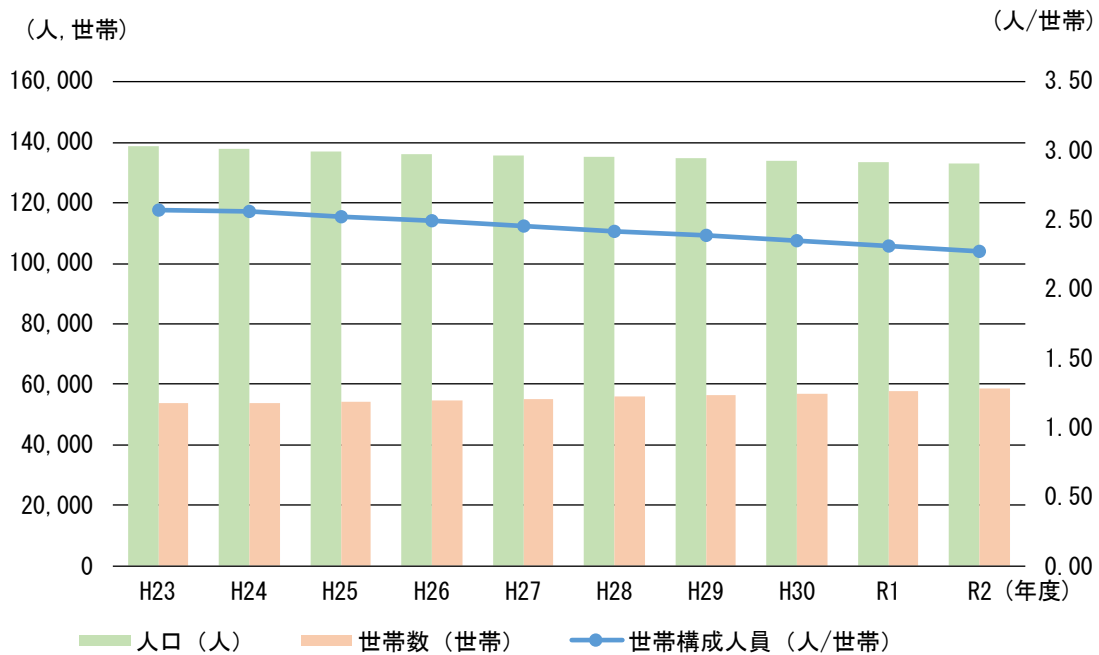


図 2-1-4 組合圏域における人口及び世帯数の推移

(2) 人口動態

本町の人口動態（社会動態・自然動態）を表 2-1-4 に示す。令和 2 年度における本町の人口動態は、転入が転出を上回り社会動態は増加し、出生が死亡を下回り自然動態は減少している。増減合計は 88 人の人口減となっている。

表 2-1-4 人口動態

単位：人

年度	自然動態			社会動態			増減合計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成23	76	182	-106	348	237	111	5
平成24	67	164	-97	353	286	67	-30
平成25	72	169	-97	353	332	21	-76
平成26	67	159	-92	366	345	21	-71
平成27	77	183	-106	319	326	-7	-113
平成28	66	163	-97	327	331	-4	-101
平成29	71	174	-103	371	344	27	-76
平成30	59	169	-110	464	366	98	-12
令和元	58	208	-150	460	354	106	-44
令和2	44	181	-137	381	332	49	-88

出典：住民保険課、住民基本台帳

1.1.3 産業の動向

(1) 産業別事業所数及び従業者数

本町及び組合圏域における産業の状況を表 2-1-5、表 2-1-6、表 2-1-7、表 2-1-8、図 2-1-5、図 2-1-6 に示す。平成 28 年経済センサスによると、美里町における民営事業所数は 412 事業所で、従業者数は 5,764 人である。1 事業所当たりの従業者数については、13.99 人/事業所となっている。従業者数の割合は第一次産業が 1.2%、第二次産業が 57.4%、第三次産業が 41.4%となっており、第二次産業従事者が多い。組合圏域における民営事業所数は 5,385 事業所で、従業者数は 57,349 人である。1 事業所当たりの従業者数については、10.65 人/事業所となっている。従業者数の割合は第一次産業が 0.9%、第二次産業が 36.4%、第三次産業が 62.7%となっており、第三次産業従事者が多い。

表 2-1-5 事業所数及び従業者数（民営）

年次	市町村	民営事業所数	従業者数	1事業所当たり従業者数
平成28年	美里町	412	5,764	13.99
	圏域合計	5,385	57,349	10.65

出典：平成28年経済センサス

表 2-1-6 本町における産業別事業所数及び従業者数（民営）

産業	項目	事業所数		従業者数	
		件	割合	人	割合
第一次産業	農林漁業	9	2.2%	67	1.2%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	35.4%	-	57.4%
	建設業	62		283	
	製造業	84		3,025	
第三次産業	電気、ガス、熱供給業、水道	-	62.4%	-	41.4%
	情報通信業	1		1	
	運輸業、郵便業	19		352	
	卸売業、小売業	79		807	
	金融業、保険業	4		15	
	不動産業、物品賃貸業	3		4	
	学術研究、専門・技術サービス業	9		86	
	宿泊業、飲食サービス業	31		126	
	生活関連サービス業、娯楽業	32		167	
	教育、学習支援業	4		15	
	医療、福祉	35		474	
	複合サービス業	3		25	
	サービス業（他に分類されないもの）	37		317	
合計		412	100.0%	5,764	100.0%

出典：平成28年経済センサス

表 2-1-7 組合圏域における産業別事業所数及び従業者数（民営）

産業	項目	事業所数		従業者数	
		件	割合	人	割合
第一次産業	農林漁業	46	0.9%	540	0.9%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	5	22.2%	45	36.4%
	建設業	590		3,326	
	製造業	601		17,497	
第三次産業	電気、ガス、熱供給業、水道	4	76.9%	84	62.7%
	情報通信業	29		321	
	運輸業、郵便業	148		2,869	
	卸売業、小売業	1,273		11,272	
	金融業、保険業	62		751	
	不動産業、物品賃貸業	313		992	
	学術研究、専門・技術サービス業	164		750	
	宿泊業、飲食サービス業	627		4,525	
	生活関連サービス業、娯楽業	529		2,412	
	教育、学習支援業	171		1,206	
	医療、福祉	444		6,948	
	複合サービス業	23		530	
	サービス業（他に分類されないもの）	356		3,281	
合計		5,385	100.0%	57,349	100.0%

出典：平成28年経済センサス

表 2-1-8 従業者規模別事業所数及び従業者数（民営）

市町村	区分	総数	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100人以上	派遣等
美里町	事業所数	412	227	70	77	14	16	8	-
	従業者数	5,764	491	453	1,375	560	976	1,909	
圏域合計	事業所数	5,385	3,147	900	951	169	128	68	22
	従業者数	57,349	6,589	5,931	15,604	6,321	8,693	14,211	

出典：平成28年経済センサス

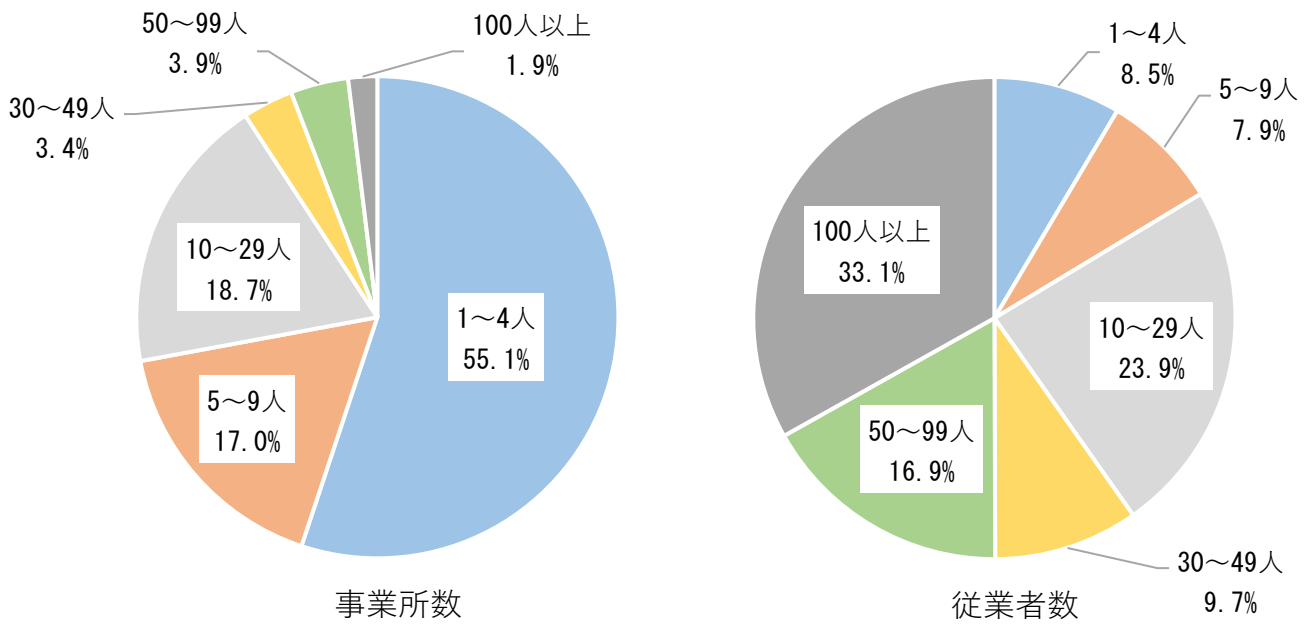


図 2-1-5 本町における従業員規模別事業所数及び従業員数（民営）

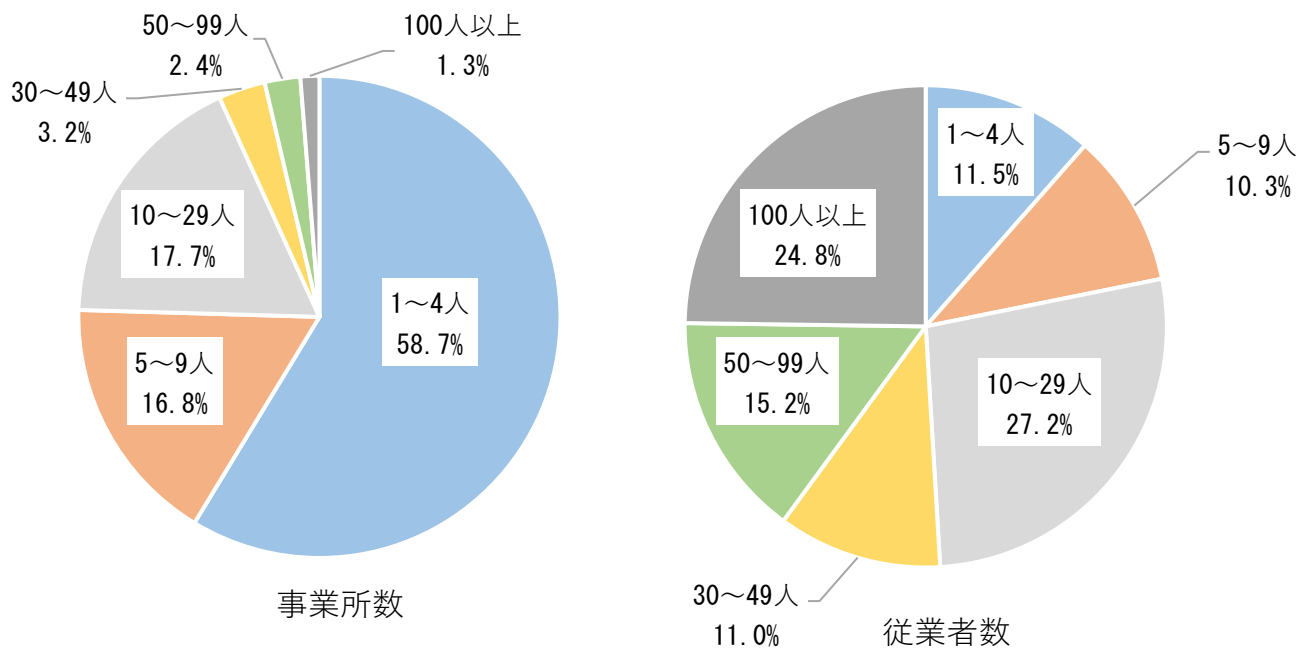


図 2-1-6 組合圏域における従業員規模別事業所数及び従業員数（民営）

※割合の合計は四捨五入により 100%にならない場合がある。

1.1.4 土地利用状況

本町と組合圏域の土地利用状況を表 2-1-9、図 2-1-7、図 2-1-8 に示す。令和 2 年度における本町の各地目の構成割合は、畑が 25.3%で最も大きく、次いで田が 23.9%、山林が 19.7%となっている。

表 2-1-9 土地利用状況

市町村	区分	総計	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種他
美里町	面積 (ha)	2,574	616	650	415	6	507	-	27	353
	構成比	100.0%	23.9%	25.3%	16.1%	0.2%	19.7%	-	1.0%	13.7%
圏域 合計	面積 (ha)	13,915	2,050	3,867	3,167	116	3,221	-	192	1,302
	構成比	100.0%	14.7%	27.8%	22.8%	0.8%	23.1%	-	1.4%	9.4%

出典：令和2年度埼玉県統計年鑑 市町村別、地目別土地面積

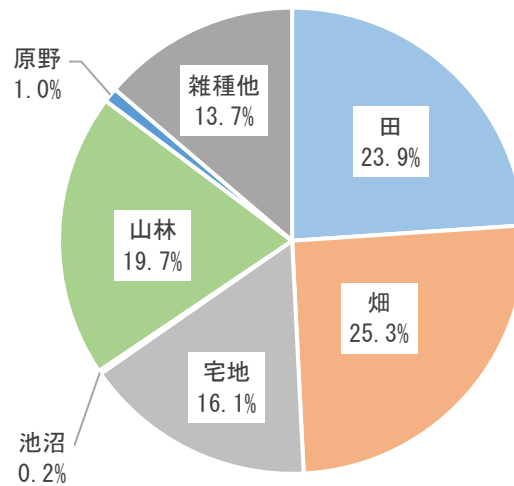


図 2-1-7 本町における土地利用状況

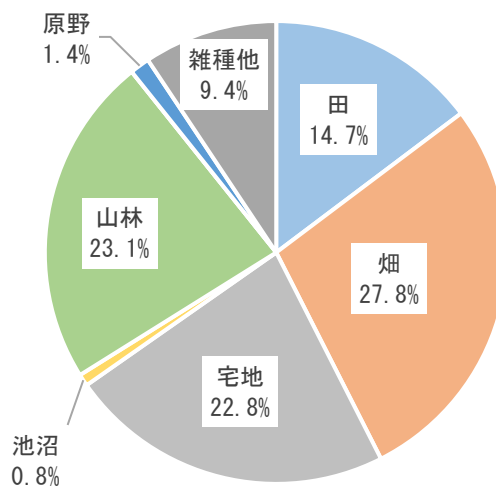


図 2-1-8 組合圏域における土地利用状況

1.1.5 交通

組合圏域には、JR 高崎線、JR 八高線が通っている。本町には、JR 八高線が通っており、松久駅がある。組合圏域では、平成 16 年に上越新幹線「本庄早稲田駅」が開業した。本庄早稲田駅から、東京駅までは、約 48 分で到着するため、都心への通勤通学圏内にあり、本庄地方拠点都市地域としての整備・発展が見込まれている。また、国道 17 号、254 号、462 号に加えて関越自動車道が通り、本庄児玉インターチェンジ、上里スマートインターチェンジ、寄居スマートインターチェンジが利用できるため、自動車での移動についても利便性が高いという特性をもっている。

1.2 上位計画

1.2.1 第5次美里町総合振興計画

本町は、平成28年4月に第5次美里町総合振興計画を公表しており、「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」を理念として掲げ、これを目指すための施策、目標等について示している。この中で、ごみ処理に関する事項についても取り上げており、その概要を表2-1-10に示す。

表2-1-10 第5次美里町総合振興計画の概要

区分	概要								
計画期間	平成28年度～令和7年度								
理念	心身ともに美しく暮らせるまちづくり								
基本目標	ひとの視点：まちへの誇りを育む学びとひとづくり								
	しごとの視点：喜びを生み出す新しいしごとづくり								
	暮らしの視点：支え合い、互いを思いやる暮らしづくり								
	つながりの視点：まちの魅力を知り、日常を楽しむつながりづくり								
	環境の視点：美しい自然と寄り添い、恵みを楽しむまちづくり								
ごみ処理に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した持続可能なまちづくりの実現に向け、町が率先して環境に配慮した行政運営を行うとともに、家庭や学校、職場、あらゆる場所で環境に配慮した取組が実践されるよう推進していきます。 ・3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進し、ごみ排出化・資源化を行政と町民、企業が一体となり取り組みます。 ・不法投棄と水質汚濁や大気汚染等の公害を未然に防止するため、監視体制の強化を図り、町の美しい自然環境と町民の良好な生活環境を守ります。 								
ごみ処理に関する数値目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (令和1)</th> <th>目標値 (令和7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日当たりのごみ総排出量(g)</td> <td>1,090</td> <td>850</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値 (令和1)	目標値 (令和7)	1人1日当たりのごみ総排出量(g)	1,090	850
	指標名	現状値 (令和1)	目標値 (令和7)						
1人1日当たりのごみ総排出量(g)	1,090	850							
※集団回収量は含まない。									

第2章 ごみ処理の現状及び課題

2.1 ごみ処理事業の概要

2.1.1 ごみ処理事業の沿革

本町における清掃行政の事業沿革を表 2-2-1 に、組合圏域における清掃行政の事業沿革を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-1 本町における清掃行政の事業沿革

年	沿革
昭和49年	直営により収集開始
昭和51年	収集委託開始
平成元年	クリーン美里実施（5月・9月の年2回）
平成3年	有害ごみ分別収集開始 直営により収集開始 生ごみ処理容器補助制度開始
平成5年	リサイクル活動補助開始 一般廃棄物処理基本計画策定
平成7年	ごみ収集所設置事業費補助金交付要綱を設ける
平成9年	指定袋使用開始 有害ごみの収集を委託開始
平成10年	リクエスト収集の施行 テレビ・冷蔵庫・洗濯機のみ直営収集
平成11年	廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 衛生委員が環境衛生推進委員へ移行 廃棄物の処理及び清掃に関する規制制定 リクエスト収集開始 収集・運搬委託開始
平成12年	23行政区へ資源ごみ分別収集説明会実施 資源ごみ分別収集の実施 ごみ認定袋制へ
平成13年	家電リサイクル法の施行に伴い美里町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 家電リサイクル法施行 環境条例制定
平成14年	一般廃棄物処理基本計画策定
平成26年	小型家電回収開始
平成29年	一般廃棄物処理基本計画策定
令和2年	環境衛生推進委員を廃止し、業務を区長に移行 ごみ収集所設置事業費補助金交付要綱の改正
令和3年	組合圏域の協同事業であるごみ分別アプリの無料配信開始

表 2-2-2 組合圏域における清掃行政の事業沿革

年月	沿革
昭和45年 7月	児玉郡市広域市町村圏指定
9月	児玉郡市広域市町村圏協議会発足
昭和46年 3月	児玉郡市広域市町村圏計画策定
4月	児玉郡市広域市町村圏組合許可
7月	児玉郡市広域市町村圏組合業務開始
昭和48年 3月	児玉郡市広域市町村圏協議会廃止
5月	し尿処理施設「衛生センター」操業
昭和49年 7月	ごみ処理施設「清掃センター」操業
昭和51年 3月	広域市町村圏振興整備構想研究報告
昭和55年 4月	破砕処理施設「破砕処理工場」操業
昭和56年 3月	児玉郡市新広域市町村圏計画策定
昭和61年 3月	児玉郡市新広域市町村圏計画後期基本計画策定
平成 2年 3月	し尿処理施設「利根グリーンセンター」操業
平成 3年 3月	第2次児玉郡市新広域市町村圏計画策定
平成 6年 5月	神泉一般廃棄物最終処分場供用開始
平成 7年11月	栗崎一般廃棄物最終処分場供用開始
平成 8年 3月	第2次児玉郡市新広域市町村圏計画後期基本計画策定
平成10年 5月	美里一般廃棄物最終処分場供用開始
平成12年 4月	ごみ処理施設「小山川クリーンセンター」操業
5月	余熱利用施設「湯かっこ」開所
平成13年 3月	第3次児玉郡市新広域市町村圏計画策定
平成14年10月	美里一般廃棄物最終処分場第二期分供用開始
平成18年 6月	組合構成市町変更（1市3町）
平成20年 4月	余熱利用施設「湯かっこ」指定管理者制度移行
平成21年12月	児玉郡市新広域市町村圏計画廃止
平成27年 9月	児玉郡市広域市町村圏組合事務所を小山川クリーンセンターに移転 児玉郡市広域総合センター閉所
平成31年 4月	自己搬入方式の料金改定（普通世帯から排出するものについて無料制度廃止）

2.1.2 ごみ処理体制の概要

(1) 本町と組合の関係

本町と組合の関係を図 2-2-1 に示す。町は、排出段階での資源物の分別収集、減量化の促進とともに、収集・運搬業務を担っている。一方、組合は、本町及び他の構成市町の負担金を財源として、ごみ処理事業のうち中間処理に係る業務と最終処分に係わる業務を管理している。

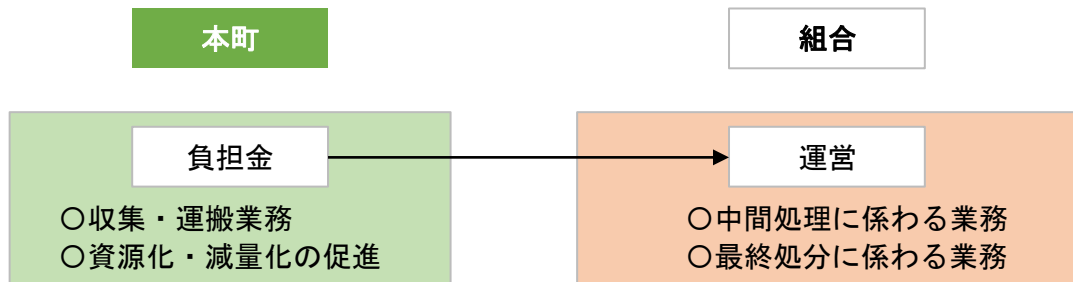


図 2-2-1 本町と組合の関係

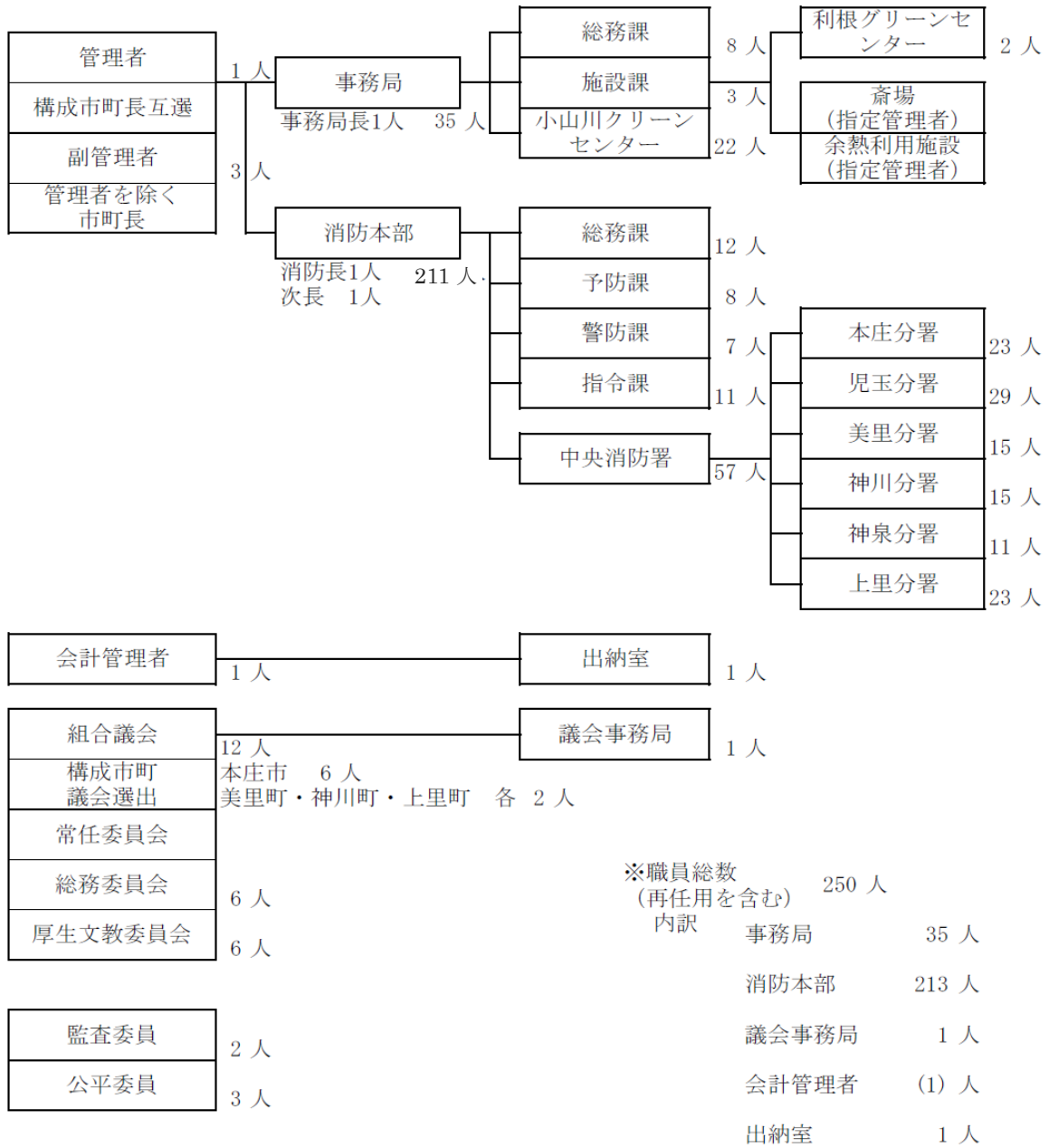
(2) 組織構成

1) 本町

本町の令和 3 年度のごみ処理主担当職員は事務系職員 2 人である。

2) 組合

組合の組織図（令和3年4月1日現在）を図2-2-2に示す。また、ごみ処理事業に従事する職員数を表2-2-3に示す。



出典：児玉郡市広域市町村圏組合 令和3年度版清掃事業概要

図2-2-2 組合の組織図

表2-2-3 ごみ処理事業従事職員数

令和3年度

総人員(人)	一般職（事務系＋技術系）			技能職（収集運搬＋中間処理＋最終処分）				
	合計	事務系	技術系	合計	収集・運搬	中間処理	最終処分	その他
22	15	6	9	7	0	7	0	0

2.2 ごみ処理体制の現状

2.2.1 ごみの分別区分及び処理主体

本町では、表 2-2-4 のように分別をすることにより、ごみ減量化や資源化を促進するとともに、ごみの適正処理を実施している。

表 2-2-4 ごみの分別区分及び処理主体

分別区分		収集・運搬	令和3年4月1日現在 処理・処分
家庭系 ごみ	可燃ごみ	町（委託） 自己搬入	焼却：組合 埋立：民間（委託）
	不燃ごみ		
	粗大ごみ （リクエスト収集）	町（委託）※ 自己搬入	
	有害ごみ	町（委託）	民間（委託）
	資源ごみ		選別／保管：組合 資源化：民間（委託）
	集団回収	—	資源化：民間（委託）
事業系 ごみ	可燃ごみ	民間（許可） 自己搬入	焼却：組合 埋立：民間（委託）
	不燃ごみ		
	粗大ごみ		
	有害ごみ		民間（委託）

※町へ個別に申し込むリクエスト収集の形式を取っている。

（1）家庭系一般廃棄物

家庭系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源ごみに分別している。町が収集・運搬事業の委託を行い、小山川クリーンセンターに搬入している。収集及び自己搬入可燃ごみは焼却処理し、不燃ごみは破碎処理の後、アルミ・磁選物を有価物として回収し、残渣を焼却している。粗大ごみは、リクエスト収集（町へ個別に申込み）により収集、または直接搬入している。不燃性粗大ごみは破碎処理し、アルミ・磁選物を有価物として回収した後、残渣を焼却処理している。可燃性粗大ごみはせん断し、焼却処理している。また、資源ごみのうち、生きびんは手選別により分け、その後業者に引き渡している。缶はアルミとスチールに自動選別し、プレスした後に業者に引き渡している。ペットボトルは圧縮・梱包した後、業者に引き渡している。集団回収により回収されたものは直接業者に引き渡している。なお、家庭系ごみの排出方法は、表 2-2-5 に示すとおりである。

表 2-2-5 家庭系ごみの排出方法

令和3年4月1日現在

区分	内容	排出方法	排出回数	排出場所	備考
可燃ごみ	台所生ごみ、紙くず、衣類、食品、プラスチック類、皮革類	認定袋に入れ収集所へ	週2回	ごみ収集所	処理施設への自己搬入可
不燃ごみ	資源ごみ以外のガラス・せともの、金属類、ライター	認定袋に入れ収集所へ	月2回	ごみ収集所	処理施設への自己搬入可
粗大ごみ	タンスなどの家具、いす、自転車、カーペット、ふとん ※家電リサイクル法に係る家電品目を除く	リクエスト収集	月1回	戸別	処理施設への自己搬入可
有害ごみ	電池類、蛍光管、水銀体温計 ※ガスボンベ・バッテリーを除く	有害ごみ収集所の回収容器へ	年2回	有害ごみ収集所	
資源ごみ	びん、かん、ペットボトル、スプレー缶	資源ごみ収集所の各コンテナ及びエコバッグへ	月2回	資源ごみ収集所	
家電ごみ	掃除機、扇風機、電子レンジ、トースター、ドライヤー、ノートパソコン、携帯電話などの小型家電（15cm×25cm以下） ※家電リサイクル法に係る家電品目を除く	家電ごみの収集日に役場西側駐車場へ	年2回	—	小型家電（15cm×25cm以下）は、開庁日に庁舎内の回収ボックスへ

（2）事業系一般廃棄物

事業系ごみも基本的には家庭系ごみと同様の処理区分となっている。事業所から排出される一般廃棄物は、1回の収集当たり事業用認定袋2袋までは町により回収されているが、これを超える場合には、事業者が自己搬入するか、もしくは許可業者により、小山川クリーンセンターに搬入することとなっている。

（3）不法投棄ごみ

不法投棄されたごみは、本町職員の収集により、小山川クリーンセンターに搬入している。

（4）ごみの収集・処理フロー

図 2-2-3 に組合圏域におけるごみの収集・処理フローを示す。

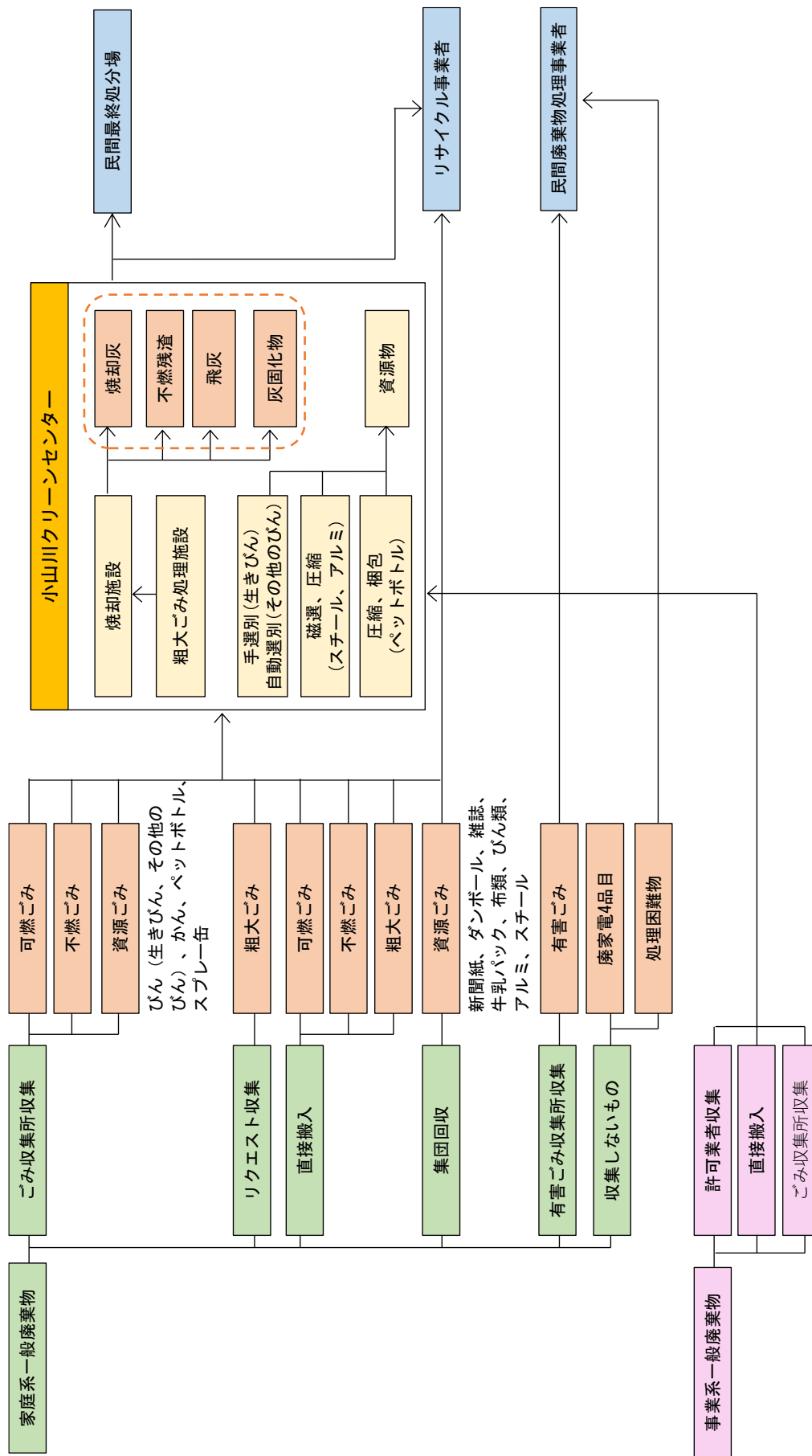


図 2-2-3 ごみの収集・処理フロー

2.2.2 排出段階における減量化・資源化

(1) 生ごみ処理容器購入補助制度

1) 補助内容

家庭から出る生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器（電気式処理容器含む）の購入に対して、補助金を交付している。補助制度の概要を表 2-2-6 に示す。生ごみ処理容器については、上限を 3,000 円とし、購入金額の 2 分の 1 以内を補助することとしている。電気式生ごみ処理容器については、上限を 20,000 円とし、購入金額の 2 分の 1 以内を補助することとしている。

表 2-2-6 生ごみ処理容器購入補助制度の概要

機器名	内容	交付要件
生ごみ処理容器	購入金額の2分の1以内 (上限3,000円、100円未満切り捨て)	・町内に居住している者（ただし、事業所は除く。） ・設置した生ごみ処理容器等を適切に維持管理できる者
電気式生ごみ処理容器	購入金額の2分の1以内 (上限20,000円、100円未満切り捨て)	

2) 補助基数

生ごみ処理容器設置基数を表 2-2-7 に示す。

表 2-2-7 生ごみ処理容器設置基数

(基)

機器名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生ごみ処理容器	4	0	4	2	3
電気式生ごみ処理容器	5	2	0	2	2

(2) 集団回収

1) 補助内容

ごみの減量対策及び資源の有効活用を目的として、リサイクル活動を実施している地域のリサイクル団体（PTA、育成会、行政区など）に対し、対象となる有価物を回収した際に、リサイクル活動推進奨励補助金を交付している。補助制度の概要を表 2-2-8 に示す。

表 2-2-8 リサイクル活動推進奨励補助金制度の概要

項目	内容
登録団体数	15団体（令和3年度現在）
補助金額	6.3円/kg（100円未満切り捨て）
回収品目	紙類（新聞・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック）、布類、びん類（生きびん（一升びん、ビールびん、焼酎びん等）、その他のびん）、金属類（アルミ缶、スチール缶）
交付要件	交付対象の団体は、町内に住所を有する者で組織されている営利を目的としない団体

2) 実績

集団回収の実績を表 2-2-9 に示す。年度により参加団体数が異なることもあり、回収量は増減がある。古紙の回収量が最も多く、令和 2 年度の割合は、約 96.8%となっている。

表 2-2-9 集団回収の実績

		(t/年)				
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	
古紙	378.17	363.87	329.27	302.25	248.28	
新聞紙	222.03	210.41	191.35	168.41	129.28	
ダンボール	93.18	91.44	80.65	77.31	68.33	
雑誌	61.49	60.51	55.74	55.14	49.47	
牛乳パック	1.47	1.51	1.53	1.39	1.20	
布類	4.14	4.97	4.21	5.23	3.72	
びん類	0.85	0.81	0.71	0.72	0.29	
飲料用缶	4.62	5.34	4.56	4.69	4.12	
アルミ	4.33	5.18	4.34	4.46	4.00	
スチール	0.29	0.16	0.22	0.23	0.12	
合計	387.78	374.99	338.75	312.89	256.41	

2.2.3 収集・運搬

(1) 収集・運搬の概要

家庭系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源ごみに分別している。町が収集・運搬事業の委託を行い、小山川クリーンセンターに搬入している。粗大ごみは、リクエスト収集（個別に町に申込み）により収集、または直接搬入している。集団回収により回収されたものは直接業者に引き渡している。直接搬入する場合は、10kgにつき40円の料金を徴収している。事業系ごみも基本的には家庭系ごみと同様の処理区分となっている。事業所から排出される一般廃棄物は、1回の収集当たり事業用認定袋2袋までは町により回収されているが、これを超える場合には、事業者が自己搬入するか、もしくは許可業者により、小山川クリーンセンターに搬入することとなっている。直接搬入する場合は、10kgにつき、200円の料金を徴収している。不法投棄されたごみは、本町職員の収集により、小山川クリーンセンターに搬入している。

(2) 家電4品目

家電4品目と言われるテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機は家電リサイクル法の対象となっており、小山川クリーンセンターでの処理は行っていない。家電リサイクル法では、家電小売店に収集・運搬の義務を、家電メーカー等にリサイクルの義務を課し、家電製品を使った消費者（排出者）がそのための費用を負担することになっている。家電小売店は消費者（排出者）から役目を終えた家電製品を引き取り、家電メーカー等に引き渡す。また、小売業者は消費者（排出者）から廃家電を引き取る際

に、管理票（家電リサイクル券）を発行し、その管理票（家電リサイクル券）の写しを消費者（排出者）に交付する。本町では、家電4品目の買い替えの場合は、購入する販売店に引き取りを依頼すること、買い替え以外の場合は、購入した販売店に引き取りを依頼することとしている。なお、販売店が不明の場合は、最寄りの家電販売店に相談するか、メーカー・型番を調べ、郵便局でリサイクル券を購入したうえで、指定引取場所へ持ち込むこととしている。組合では、小山川クリーンセンターに持ち込まれた廃家電のうちリサイクル券が張り付けられているものについては、10kgにつき400円の廃家電運搬料を徴収することで指定引取場所へ運搬している。リサイクル券がないものについては、小売業者を紹介し、処理を委託する。

（3）処理困難物

小山川クリーンセンターでは、処理困難物として受け入れできない廃棄物を定めている。処理困難物とは以下のものを指す。

業務用電化製品、農業用機械（耕耘機、脱穀機など）、廃機械類（エンジン、ポンプ、モーターなど）、産業廃棄物、自動車、オートバイ、タイヤ、コード、ロープ、ホース等（切断していない長尺物）、鉄骨、ステンレス製品、消火器、ガスボンベ、ソーラー式温水器、ショーケース、塩化ビニール製パイプ、浴槽、ピアノ、石膏ボード、土砂、農業用ビニール、ブロック、レンガ、瓦、農薬、パソコン、バッテリー、廃油など

本町では、処理困難物のうち、ガスボンベとバッテリーについては年2回の収集日を設けており、町で回収した後、処理業者に委託している。また、その他の処理困難物の処理について住民へ受け入れ先の紹介を行っている。不法投棄された処理困難物は、本町職員の収集により、廃棄物処理業者に処分を委託している。

2.2.4 中間処理

可燃ごみは焼却処理し、不燃ごみは破碎処理の後、アルミ・磁選物を有価物として回収し、残渣を焼却している。不燃性粗大ごみは破碎処理し、アルミ・磁選物を有価物として回収した後、残渣を焼却処理している。可燃性粗大ごみはせん断し、焼却処理している。また、資源ごみのうち、生きびんは手選別により分け、再利用できないものは自動選別機により色別に選別し、その後業者に引き渡している。缶はアルミとスチールに自動選別し、プレスした後に業者に引き渡している。ペットボトルは圧縮・梱包した後、業者に引き渡している。ごみ処理施設の概要を、表 2-2-10 に示す。

表 2-2-10 ごみ処理施設の概要

施設名称	小山川クリーンセンター
事業主体	児玉郡市広域市町村圏組合
所在地	埼玉県本庄市大字東五十子151番地1
敷地面積	18,710㎡
竣工年月	平成12年3月
処理能力	228t/日 (76t/24h×3)
施設内容	ごみ焼却施設、灰溶融施設、粗大・資源ごみ処理施設
余熱利用	場内の給湯、暖房、近接した余熱利用施設
運転管理体制	直営及び委託

出典：児玉郡市広域市町村圏組合

(1) 焼却処理

ごみ焼却施設の概要を、表 2-2-11 に示す。

表 2-2-11 ごみ焼却施設の概要

施設名称	小山川クリーンセンター (ごみ焼却施設)
処理能力	228t/日 (76t/24h×3)
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
排ガス処理方式	バグフィルタシステム (減温塔+バグフィルタ)、 触媒脱硝装置
発電方式	蒸気タービン方式 (最大2,400kW)
余熱利用	場内の給湯、余熱利用施設への熱源の供給

出典：児玉郡市広域市町村圏組合

(2) 破碎処理

粗大ごみ処理施設の概要を、表 2-2-12 に示す。

表 2-2-12 粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	小山川クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
処理能力	68t/5h
破碎方式	二軸粗破碎機＋豎型回轉式破碎機併用型
処理対象物	粗大ごみ系（可燃ごみ、不燃ごみ） 資源ごみ系（缶・びん・ペットボトル）

出典：児玉郡市広域市町村圏組合

(3) 外部処理

集団回収された資源物及び中間処理で選別される資源物等については、民間の処理・再生業者等にて適正に資源化等の処理がされている。

(4) 熱回収

小山川クリーンセンターでは、ごみ焼却余熱を利用した廃棄物発電事業を行っており、発電した電力を施設内で利用している。また、隣接する余熱利用施設への熱源供給を行っている。余熱利用施設の概要を、表 2-2-13 に示す。

表 2-2-13 余熱利用施設の概要

施設名称	湯かっこ（余熱利用施設）
所在地	埼玉県本庄市東五十子167番地3
開設年月	平成12年5月
施設内容	温水プール、浴場、交流スペース、見学ホール

出典：児玉郡市広域市町村圏組合

2.2.5 最終処分

最終処分は、民間最終処分場で行われている。

2.3 ごみ処理の実績

2.3.1 ごみ総排出量の実績

過去5年間のごみ総排出量は、表2-2-14及び図2-2-4に示すとおりである。家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量ともに、令和元年度に減少したが令和2年度は増加に転じている。集団回収、資源ごみを除く1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（家庭系ごみ原単位）で見ると、平成28年度の718.2g/人/日から令和2年度の792.0g/人/日に増加している。一方、1人1日当たりの事業系ごみ排出量（事業系ごみ原単位）は、平成28年度の325.5g/人/日から令和2年度の312.6g/人/日に減少している。ごみ総排出量に占める家庭系ごみの割合は令和2年度では約73.5%となっている。また、令和2年度のごみの種類別割合では、可燃ごみが全体の約90%を占めている。

表2-2-14 ごみ総排出量の実績

種類/年度		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口		人	11,311	11,225	11,217	11,167	11,059
排出量	総ごみ量	t/年	4,748	4,808	4,921	4,452	4,755
	家庭系ごみ合計	t/年	3,404	3,428	3,555	3,352	3,493
	可燃ごみ	t/年	2,620	2,657	2,775	2,670	2,812
	不燃ごみ	t/年	269	266	269	253	284
	粗大ごみ	t/年	72	76	120	66	95
	有害ごみ	t/年	4	4	3	4	6
	資源ごみ	t/年	51	50	49	46	40
	集団回収	t/年	388	375	339	313	256
	事業系ごみ合計	t/年	1,344	1,380	1,366	1,100	1,262
	可燃ごみ	t/年	1,327	1,369	1,356	1,081	1,253
	不燃ごみ	t/年	12	7	5	15	7
	粗大ごみ	t/年	5	4	5	4	2
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（家庭系ごみ原単位） ※集団回収、資源ごみを除く		g/人/日	718.2	733.0	773.5	732.3	792.0
1人1日当たりの事業系ごみ排出量（事業系ごみ原単位）		g/人/日	325.5	336.8	333.6	269.1	312.6
1人1日当たりの総ごみ排出量（総ごみ原単位）		g/人/日	1,150.1	1,173.5	1,201.9	1,089.3	1,178.0

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

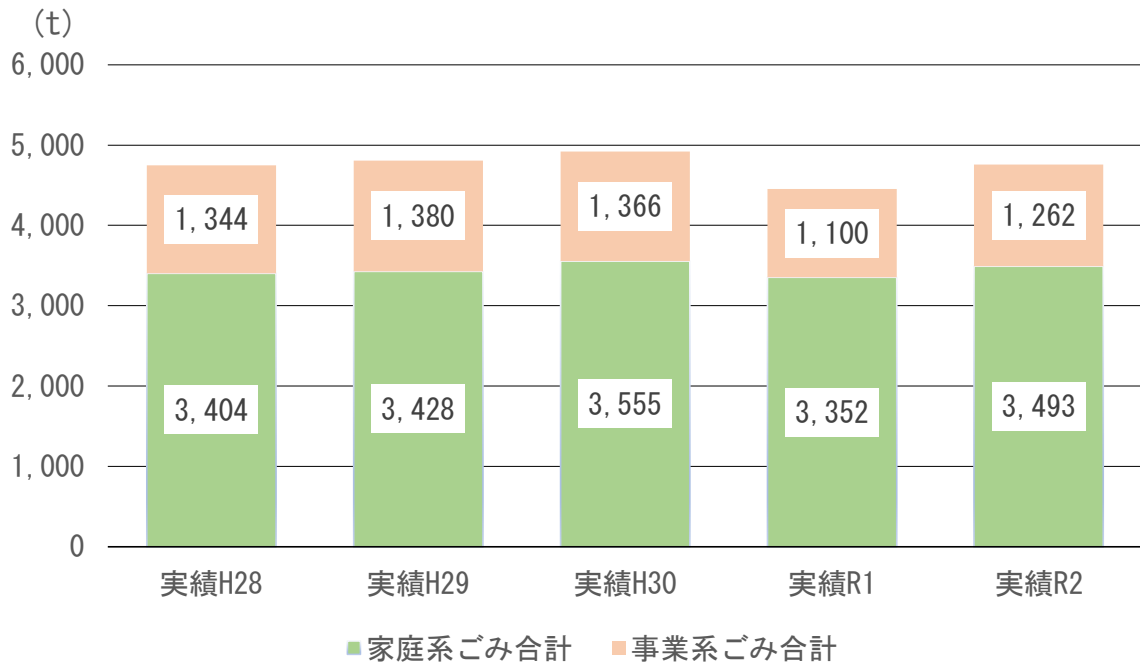


図 2-2-4 ごみ総排出量の推移

2.3.2 ごみ処理量の実績

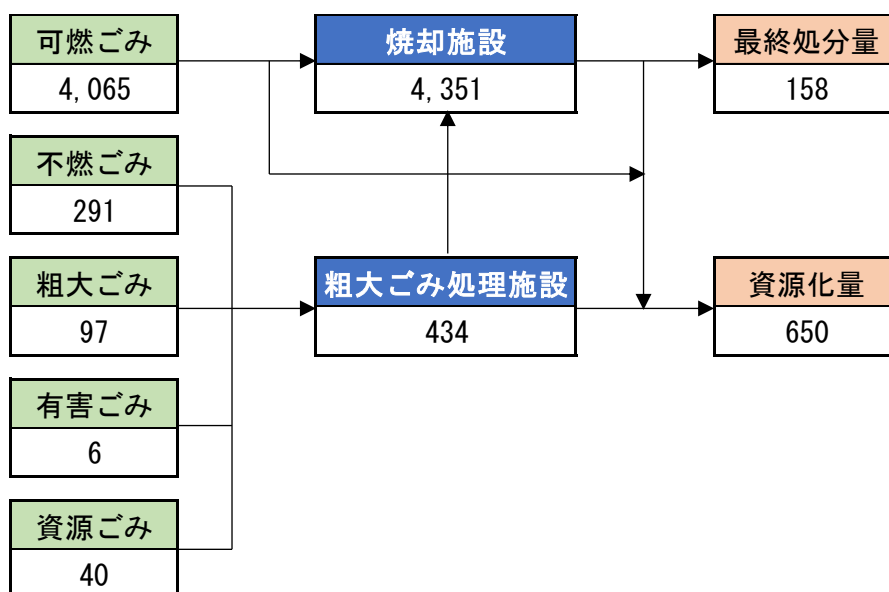
過去5年間のごみ処理量（本町分）を表2-2-15に示す。また、令和2年度のごみ処理フローを図2-2-5に示す。焼却量は増加傾向にあったが、令和元年度には減少に転じ、令和2年度には4,351t/年となっている。破碎選別処理量は横ばいで、令和2年度には434t/年となっている。

表2-2-15 ごみ処理量の実績

種類/年度		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理量	小山川クリーンセンター	t/年	4,360	4,433	4,582	4,139	4,499
	可燃ごみ	t/年	3,947	4,026	4,131	3,751	4,065
	不燃ごみ	t/年	281	273	274	268	291
	粗大ごみ	t/年	77	80	125	70	97
	有害ごみ	t/年	4	4	3	4	6
	資源ごみ	t/年	51	50	49	46	40
	焼却量	t/年	4,209	4,288	4,426	4,006	4,351
	可燃ごみ	t/年	3,936	4,015	4,120	3,744	4,053
	資源化不適物	t/年	273	273	306	262	298
	資源化量	t/年	140	134	145	126	136
	不燃ごみ+粗大ごみ	t/年	93	88	102	89	101
	資源ごみ+その他ごみ	t/年	47	46	43	37	35
	搬出量	t/年	821	784	822	745	808
	焼却残渣	t/年	160	151	164	145	158
	焼却に伴う資源化量	t/年	521	499	513	474	514
	資源物	t/年	140	134	145	126	136
	総資源化量	t/年	661	633	658	600	650
	埋立処分量	t/年	160	151	164	145	158
	焼却残渣	t/年	160	151	164	145	158

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

※小山川クリーンセンターに搬入される可燃ごみのうち、一部が焼却する前段階で資源化されるため、搬入される可燃ごみ量と焼却される可燃ごみ量が異なる。



出典：広域組合資料

図2-2-5 ごみ処理フロー（令和2年度）

(1) 中間処理量

1) 焼却処理量

小山川クリーンセンターにおける焼却量（本町分）を表 2-2-16 に示す。焼却対象ごみ量は増加傾向にあり、特に可燃ごみの増加量が多い。平成 28 年度が 3,936 t/年であるのに対し、令和 2 年度は 4,053 t/年と増加している。粗大ごみは破碎後に選別し、資源化している。自己搬入ごみとして搬入されてくるごみのうち、新聞紙、雑誌、ダンボールは焼却前に選別し、資源化している。また、焼却後に発生する焼却灰は、主にセメント原料として資源化されている。焼却残渣として埋立処分されているのは、3.5%~3.8%である。

表 2-2-16 焼却処理量の実績

種類/年度		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理量	焼却量	t/年	4,209	4,288	4,426	4,006	4,351
	可燃ごみ	t/年	3,936	4,015	4,120	3,744	4,053
	資源化不適物	t/年	273	273	306	262	298
	搬出量（資源物を除く）	t/年	681	650	677	619	672
	焼却残渣	t/年	160	151	164	145	158
	焼却に伴う資源化量	t/年	521	499	513	474	514
割合	焼却残渣	%	3.8%	3.5%	3.7%	3.6%	3.6%
	焼却に伴う資源化量	%	12.4%	11.6%	11.6%	11.8%	11.8%

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

2) 資源化量

小山川クリーンセンターにおける資源化量（本町分）を表 2-2-17、図 2-2-6 に示す。

表 2-2-17 資源化量の実績

種類/年度		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
処理量	資源化量	t / 年	140	134	145	126	136	
	不燃ごみ+粗大ごみ	t / 年	93	88	102	89	101	
		金属類	t / 年	93	88	102	89	101
		その他	t / 年	0	0	0	0	0
	資源ごみ+その他ごみ	t / 年	47	46	43	37	35	
		金属類	t / 年	10	8	6	4	3
		ガラス類	t / 年	18	19	18	16	17
		ペットボトル	t / 年	16	16	16	14	11
	その他	t / 年	3	3	3	3	4	
	焼却に伴う資源化量	t / 年	521	499	513	474	514	
	紙類※	t / 年	11	11	11	7	12	
	セメント原料化	t / 年	255	244	251	234	243	
	その他	t / 年	255	244	251	233	259	
	総資源化量	t / 年	661	633	658	600	650	

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

※自己搬入ごみからの焼却前選別分

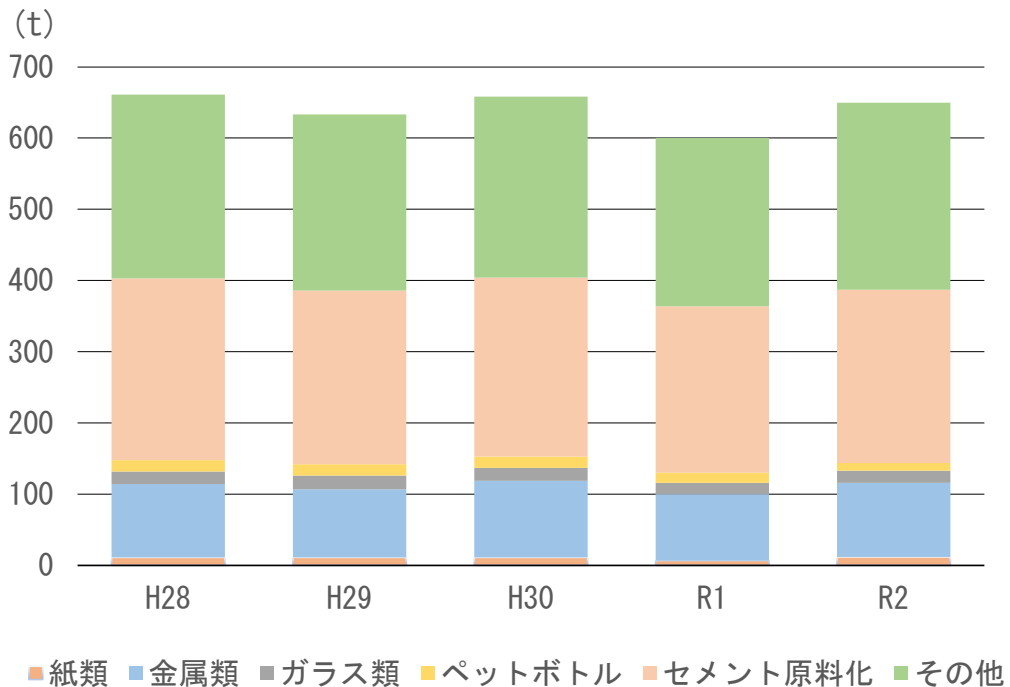


図 2-2-6 資源化量の実績

3) 最終処分量

過去5年間の最終処分量（本町分）を表2-2-18に示す。

最終処分量は横ばいで、最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）は3.3%前後で推移している。

表 2-2-18 最終処分量の実績

種類/年度		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理量	埋立処分量	t/年	160	151	164	145	158
	焼却残渣	t/年	160	151	164	145	158
割合	最終処分率	t/年	3.4%	3.1%	3.3%	3.3%	3.3%

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

2.3.3 ごみの性状

小山川クリーンセンターでは、搬入ごみ検査を実施している。平成28年に、美里町のごみを収集した2台のごみ収集車の調査を行った。そのうち委託業者の車両については、適切なごみ分別が行われていたが、許可業者の車両で運搬されたごみの一部に廃プラスチックが含まれていた。令和3年に実施された検査でも、主な違反内容としてプラスチックごみなどの産業廃棄物の混入が確認できたため、状況に応じて搬入ごみを持ち帰らせて、収集事業者から排出事業者に対して指導内容を伝えてもらう等の対応も行っている。

2.3.4 ごみ処理事業経費

本町の過去5年間のごみ処理事業経費（組合分担金）は、表2-2-19に示すとおりである。

表2-2-19 本町のごみ処理事業経費の実績

(千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組合分担金	50,287	55,256	46,359	58,739	59,765

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

組合の過去5年間のごみ処理事業経費は、表2-2-20及び図2-2-7に示すとおりである。令和2年度のごみ1t当たりの処理費は、17,009円となっている。また、人口1人当たりの処理費は令和2年度で6,683円/人・年となっている。

表2-2-20 組合のごみ処理事業経費の実績

(千円)

種類/年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ処理事業経費	建設改良費	0	0	0	0	32,828
	処理費	245,407	221,901	251,535	273,202	286,842
	収集運搬費	0	0	0	0	0
	中間処理費	242,557	218,575	247,431	269,277	283,526
	最終処分費	2,850	3,326	4,104	3,925	3,316
	車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	500,855	544,355	532,461	586,088	568,850
	収集運搬費	21,438	19,927	21,719	21,829	23,896
	中間処理費	430,880	479,343	464,126	513,449	496,975
	最終処分費	48,537	45,085	46,616	50,810	47,979
	その他	0	0	0	0	0
	調査研究費	6,894	6,368	7,010	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	753,156	772,624	791,006	859,290	888,520
ごみの総排出量 (t/年)		53,632	52,618	53,368	52,022	52,237
ごみ1t当たりの処理費 (円/t)		14,043	14,684	14,822	16,518	17,009
ごみ収集人口 (人)		135,137	134,635	133,962	133,541	132,962
1人当たりの処理費 (円/人)		5,573	5,739	5,905	6,435	6,683

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

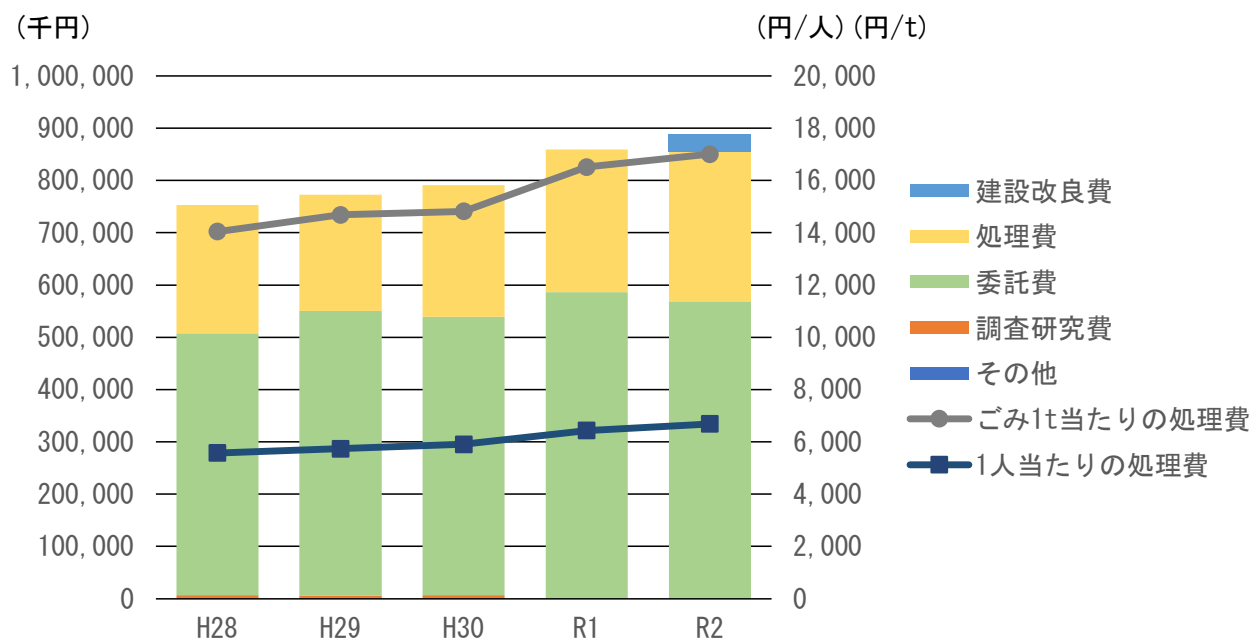


図 2-2-7 組合のごみ処理事業経費の推移

2.4 ごみ処理行政の動向

2.4.1 国及び県の動向

(1) 国の動向

1) 減量化目標等

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理基本方針」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定している。また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）では、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定している。国の減量化目標等を、表2-2-21に示す。

表 2-2-21 国の減量化目標等

区分	廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成24年度	平成12年度
目標年度	令和2年度	令和7年度
排出削減	●ごみ総排出量(t/年)を約12%削減 ※ごみ総排出量=収集ごみ量 +直接ごみ量 +集団回収	●1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)を約28%削減(850g)※1 ●1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ、集団回収量を除く)(g/人・日)を約32%削減(440g)※2 ●事業系ごみ量(万t/年)を約35%削減(1,100万t)
リサイクル率	約27%	—
最終処分量	約14%削減	約77%削減

注) 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率

※1 (850g) : 平成12年度の1人1日当たりのごみ排出量1,185gを約28%削減した値

※2 (440g) : 平成12年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量654gを約32%削減した値

出典: 環境省 廃棄物処理基本方針、第四次循環型社会形成推進基本計画

2) 循環型社会形成推進交付金制度

国は、平成17年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。これは、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的としたものである。

(2) 県の動向

1) 減量化目標等

埼玉県では、昭和 48 年に「廃棄物処理法」に基づく「埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定した。令和 3 年 3 月にはこれを見直した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の減量化目標を表 2-2-22 に示すとおり定めている。

表 2-2-22 埼玉県の減量化目標

区分	埼玉県の減量化目標
基準年度	平成30年度
目標年度	令和7年度
家庭系ごみ量	440g/人・日 (平成30年度と比べ約16%削減)
事業系ごみ量	451 千トン (平成30年度と比べ約16%削減)
1 人 1 日あたりの最終処分量	28g/人・日 (平成30年度と比べ約18%削減)

出典：第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

2.4.2 近隣市町村の動向

(1) ごみ処理状況

組合圏域のごみ処理状況は、表 2-2-23 に示すとおりである。本町のリサイクル率は本庄市、上里町と比較して低くなっている。

表 2-2-23 組合圏域内市町のごみ処理状況（令和元年度実績）

区分／市町		美里町	本庄市	神川町	上里町
総人口（人）		11,167	78,022	13,450	30,902
ごみ総排出量（t/年）		4,452	32,743	4,356	10,739
ごみ排出量原単位 (g/人・日)	家庭系(集団回収・資源除く)(g/人・日)	732	679	702	622
	事業系(g/人・日)	269	371	173	233
総資源化量（t/年）		600	5,722	627	1,967
リサイクル率（%）		13.5%	17.5%	14.4%	18.3%
最終処分量（t/年）		145	1,136	154	365
最終処分率（%）		3.3%	3.5%	3.5%	3.4%

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

2.5 ごみ処理の評価と課題

2.5.1 ごみ処理の評価

本町の一般廃棄物（ごみ）処理システムについて、循環型社会形成及び経済性の観点から、類似市町村との比較分析を行った結果（平成30年度実績）は図2-2-8に示すとおりである。

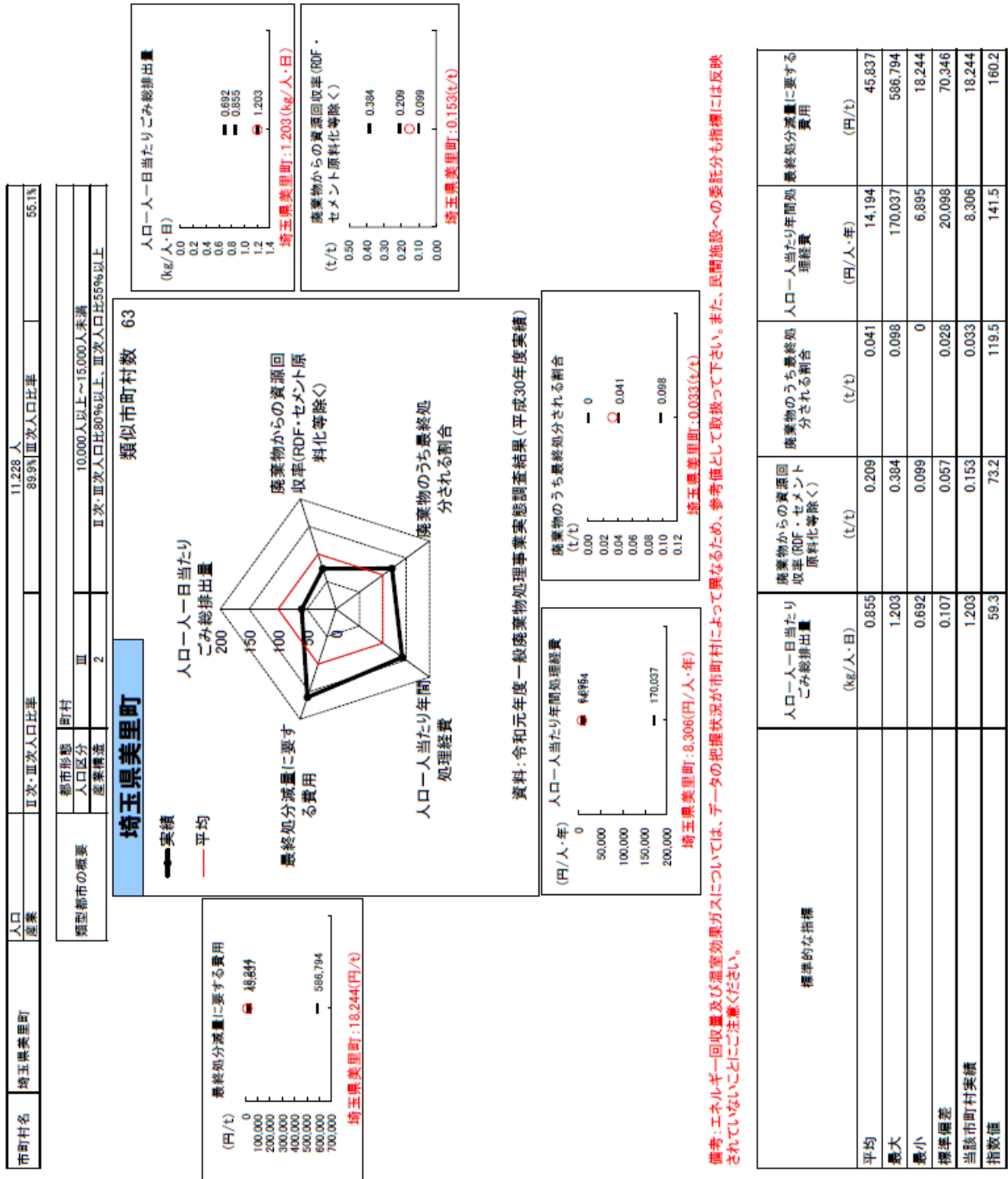


図2-2-8 一般廃棄物（ごみ）処理システム比較表（平成30年度実績）

2.5.2 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制・分別収集に関する課題

1) 家庭系ごみ

①可燃ごみ

可燃ごみ量は令和元年度から令和2年度にかけて増加している。可燃ごみには、古紙などの資源化できるものが含まれていると考えられることから、これらの分別の徹底が必要である。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、本町においても食品ロスの削減とプラスチック資源循環に取り組む必要がある。

②不燃ごみ

不燃ごみ量は令和元年度から令和2年度にかけて増加している。不燃ごみには、びん・缶類、小型家電など資源化できるものが含まれていると考えられることから、これらの分別の徹底が必要である。

③資源ごみ

本町では、資源ごみの分別収集により、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶の分別収集を行っているが、容器包装プラスチック類については可燃ごみとして収集を行っている。国は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、プラスチックの資源循環を推進していることから、プラスチックのリサイクルについて組合構成市町と協力して検討を行っていく必要がある。

2) 事業系ごみ

事業用認定袋2袋まではごみ収集所で回収しているが、これを超える場合には許可業者による収集もしくは自己搬入としており、10kgにつき200円の料金を徴収している。しかし、本来、事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、排出者自らの責任で処理するのが原則であり、全国的には多くの自治体で、すべての事業系ごみについて、ごみ処理原価を踏まえた処理手数料を徴収している。事業系ごみ処理手数料については、組合構成市町と協力して検討を行っていく必要がある。

(2) ごみの適正処理に関する課題

1) 収集・運搬

収集・運搬については、委託により行っている。今後も、サービス水準を低下させることなく効率的な収集・運搬を行っていく必要がある。高齢化が進む中で、ごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されることから、ごみを収集所まで持ち出すことが困難な世帯に対する対応を検討する必要がある。また、収集中の排気ガスや二酸化炭素の排出量を削減するため、委託業者に対して低公害車の導入を要請する必要がある。

2) 中間処理・リサイクル

最終処分場への埋立量を減らし、環境への負荷を軽減するために、焼却残渣は出来る限り資源化を行う。セメント原料化など民間事業者へ委託し焼却残渣の資源化を進めているが、より安定的に資源化を続けていけるよう、複数の資源化先の確保などについて組合と協力して検討していく必要がある。

3) 最終処分

現在、民間最終処分場において埋立を行っている。最終処分場においては、適正な埋立管理を行うとともに、ごみの減量化や焼却残渣のリサイクル等により延命化を図る必要がある。

第3章 生活排水処理の現状及び課題

3.1 生活排水処理事業の概要

3.1.1 生活排水処理の概要

本町における生活排水（し尿及び生活雑排水）処理の概要は、表 2-3-1 のとおりである。本町では、汲み取り便槽、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を町の許可業者が行っている。し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は組合が行っている。また、公共下水道及び農業集落排水施設は本町、合併処理浄化槽の設置主体は住民・事業者となっている。

表 2-3-1 生活排水処理の概要

区分 項目		生活排水処理形態				
		生活排水処理			生活排水未処理	
		公共下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	し尿汲み取り
処理対象	生活雑排水	○	○	○	—	—
	し尿	○	○	○	○	○
設置主体		美里町	美里町	住民・事業者	住民・事業者	住民・事業者
中間処理主体		小山川水循環センター	組合			
収集・運搬主体		—	美里町の許可業者			

3.1.2 処理フロー

本町の生活排水処理フローは、図 2-3-1 のとおりである。

(1) 生活排水処理

家庭等から排出されたし尿と生活雑排水については、以下のように処理されている。

1) 公共下水道

し尿及び生活雑排水は、小山川水循環センターで処理している。

2) 合併処理浄化槽、農業集落排水施設

合併処理浄化槽、農業集落排水施設で処理されたし尿及び生活雑排水は、処理後発生する汚泥を、利根グリーンセンターで処理している。

(2) 生活排水未処理

浄化槽で処理されたし尿は、処理後発生する汚泥を、利根グリーンセンターで処理している。浄化槽を設置していない家庭については、し尿は汲み取りで収集され、利根グリーンセンターで処理している。なお、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の家庭の生活雑排水については、未処理のまま公共用水域に放流している。

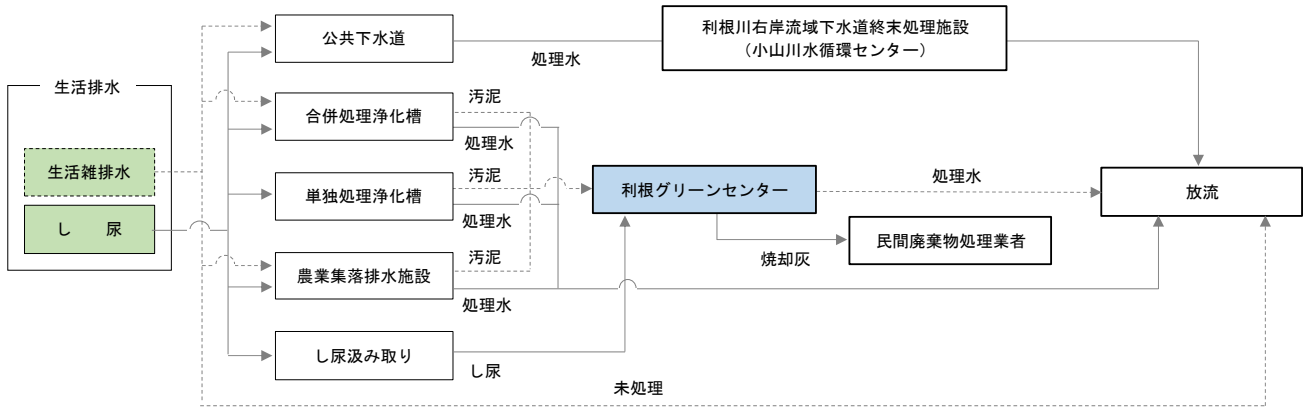


図 2-3-1 生活排水処理フロー

3.1.3 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の実績は表 2-3-2 のとおりである。生活排水処理人口の割合は、年々、高くなっている。

表 2-3-2 生活排水処理形態別人口

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
総人口	11,311	100.0%	11,225	100.0%	11,217	100.0%	11,167	100.0%	11,059	100.0%
生活排水処理人口	8,777	77.6%	8,850	78.8%	8,970	80.0%	9,006	80.6%	9,043	81.8%
公共下水道	808	7.1%	805	7.2%	800	7.1%	796	7.1%	801	7.2%
合併処理浄化槽	2,488	22.0%	2,553	22.7%	2,642	23.6%	2,703	24.2%	2,770	25.0%
農業集落排水施設	5,481	48.5%	5,492	48.9%	5,528	49.3%	5,507	49.3%	5,472	49.5%
生活排水未処理人口	2,534	22.4%	2,375	21.2%	2,247	20.0%	2,161	19.4%	2,016	18.2%
単独処理浄化槽	2,285	20.2%	2,162	19.3%	2,048	18.3%	1,970	17.6%	1,838	16.6%
汲み取り便槽	249	2.2%	213	1.9%	199	1.8%	191	1.7%	178	1.6%

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

3.1.4 処理形態別概況

(1) 公共下水道

公共下水道事業は、本町北部、本庄市と隣接する住宅地域を中心に事業を進めている。事業の沿革は、平成 16 年度に埼玉県の実業である「利根川右岸流域下水道」が事業開始されたことに伴い、本町も終末処理場を持たない「流域関連公共下水道事業」として平成 17 年 3 月より事業着手している。その後、管渠整備を進め、平成 25 年 4 月には一部区域で供用を開始している。令和 3 年 3 月現在、

計画区域内人口 1,304 人に占める生活排水処理人口は 801 人で、整備率は 61.4%である。また、生活排水処理人口 801 人に占める現況処理人口は 237 人で接続率は 29.6%である。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設整備事業は、本町中部から南部に至る農村部において実施しており、現在までに 7 処理区の供用を開始し、全ての処理区で整備が完了している。このうち、十条処理区、沼上処理区は平成 30 年度に変更した下水道事業計画において、公共下水道へ接続する方針としている。令和 3 年 3 月現在、生活排水処理人口 5,472 人に占める現況処理人口は 4,037 人で、接続率は 73.8%である。

表 2-3-3 農業集落排水施設の整備状況

処理区名	十条処理区	小栗処理区	広木処理区	沼上処理区
供用開始年月日	平成7年4月1日	平成7年4月1日	平成9年4月1日	平成10年4月1日
計画処理面積	18.0ha	17.0ha	37.0ha	25.0ha
計画処理人口	770人	310人	1,000人	1,360人
令和2年度生活排水処理人口	620人	183人	606人	895人
日最大処理水量	254.1m ³ /日	102.3m ³ /日	330.0m ³ /日	448.8m ³ /日
汚水処理方法	オキシデーション ディッチ方式	連続流入間欠ばっ気 方式	オキシデーション ディッチ方式	オキシデーション ディッチ方式
整備状況	整備完了 ※公共下水道接続 する方針	整備完了	整備完了	整備完了 ※公共下水道接続 する方針

処理区名	円良田処理区	駒衣処理区	南部中央処理区	計
供用開始年月日	平成10年4月1日	平成16年4月1日	平成23年4月1日	
計画処理面積	6.0ha	73.0ha	106.0ha	282.0ha
計画処理人口	270人	2,950人	2,390人	9,050人
令和2年度生活排水処理人口	111人	1,616人	1,441人	5,472人
日最大処理水量	89.1m ³ /日	973.5m ³ /日	789.0m ³ /日	
汚水処理方法	回遊式連続流入 ばっ気方式	オキシデーション ディッチ方式	オキシデーション ディッチ方式	
整備状況	整備完了	整備完了	整備完了	

(3) 合併処理浄化槽

本町では、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換した町民に対し、補助金を交付しており、合併処理浄化槽への転換を促進している。令和 3 年 3 月現在、単独処理人口 4,786 人に占める合併処理浄化槽処理人口は 2,770 人で、57.9%である。

3.2 し尿及び浄化槽汚泥の排出実態

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、表 2-3-4 のとおりである。平成 28 年度から平成 30 年度にかけて減少傾向にあったが、令和元年度に増加し、令和 2 年度に再び減少している。

表 2-3-4 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

	単位	年度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間処理量	t/年	3,882	3,791	3,613	3,814	3,632
生し尿	t/年	210	174	132	168	120
浄化槽	t/年	3,672	3,617	3,481	3,646	3,512

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

3.3 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥は、利根グリーンセンターにおいて処理されている。本施設は、本町を含む 4 市町により構成されている組合により運営されている。本施設は、標準脱窒素処理方式のし尿処理施設で、し尿及び汚泥を処理した際に生じる、脱水汚泥及びし渣は、本施設に付帯する焼却施設で焼却処理を行っている。

表 2-3-5 し尿処理施設の概要

名 称	利根グリーンセンター	所在地	本庄市新井1029-1
構成市町村	美里町・本庄市・神川町・上里町		
処理能力	150kl/日（し尿109kl/日、浄化槽汚泥41kl/日）		
処理方法	標準脱窒素処理方式		
併用開始	平成2年4月		

3.4 最終処分

利根グリーンセンターの焼却施設において発生する焼却灰は、民間廃棄物処理業者において処分されている。

第3編 一般廃棄物処理基本計画

第1章 ごみ処理基本計画

1.1 ごみ量の予測

1.1.1 予測方法

①将来人口の予測

「第2期美里町人口ビジョン」から、各年度の将来人口を予測する。

②現状施策を継続した場合のごみ量予測

家庭系ごみ量は、令和2年度の1人1日当たりのごみ量に、①で予測した各年度の将来人口と年間日数を乗じて算定する。事業系ごみ量は、令和2年度のごみ量で推移すると設定する。

③減量化目標の設定

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）における減量化目標を参考に、各年度の減量化目標を設定する。

④施策を実施した場合のごみ量予測

②の現状施策を継続した場合のごみ量予測に、③の減量化目標を100%から差し引いた値を乗じて、施策を実施した場合のごみ量を予測する。たとえば、家庭系可燃ごみを例にすると、令和8年度の減量化目標は11.0%であるため、令和8年度の現状施策を継続した場合のごみ量予測の696.6g/人/日に100%から11.0%を差し引いた89.0%を乗じて、令和8年度の施策を実施した場合のごみ量を620.0g/人/日と予測する。

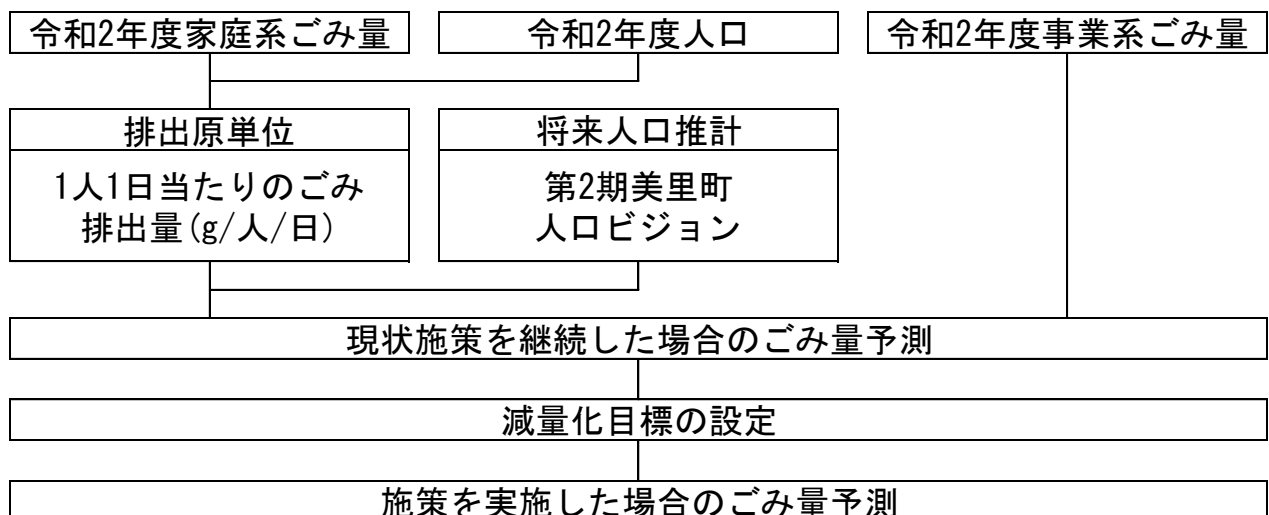


図 3-1-1 ごみ排出量の予測フロー

1.1.2 将来人口の予測

本町の将来人口については、令和3年2月に発行された「第2期美里町人口ビジョン」の将来人口の推計を用いる。

予測結果は、表3-1-1及び図3-1-2に示すように減少傾向を示し、令和6年度で10,912人、令和11年度では10,643人、令和16年度では10,380人、令和21年度で10,128人となる。

表3-1-1 人口の予測結果

	年度	人口(人)		年度	人口(人)
	実績	H23		11,635	予測
H24		11,695	R4	10,986	
H25		11,606	R5	10,949	
H26		11,533	R6	10,912	
H27		11,414	R7	10,858	
H28		11,311	R8	10,804	
H29		11,225	R9	10,751	
H30		11,217	R10	10,697	
R1		11,167	R11	10,643	
R2		11,059	R12	10,590	
		R13	10,538		
		R14	10,485		
		R15	10,433		
		R16	10,380		
		R17	10,330		
		R18	10,279		
		R19	10,229		
		R20	10,178		
		R21	10,128		

出典：美里町行政区別人口・世帯一覧

※美里町人口ビジョンでは5年ごとの将来予測を行っているため、人口ビジョンの予測値（網掛け）をもとに等差配分し、人口を予測している。

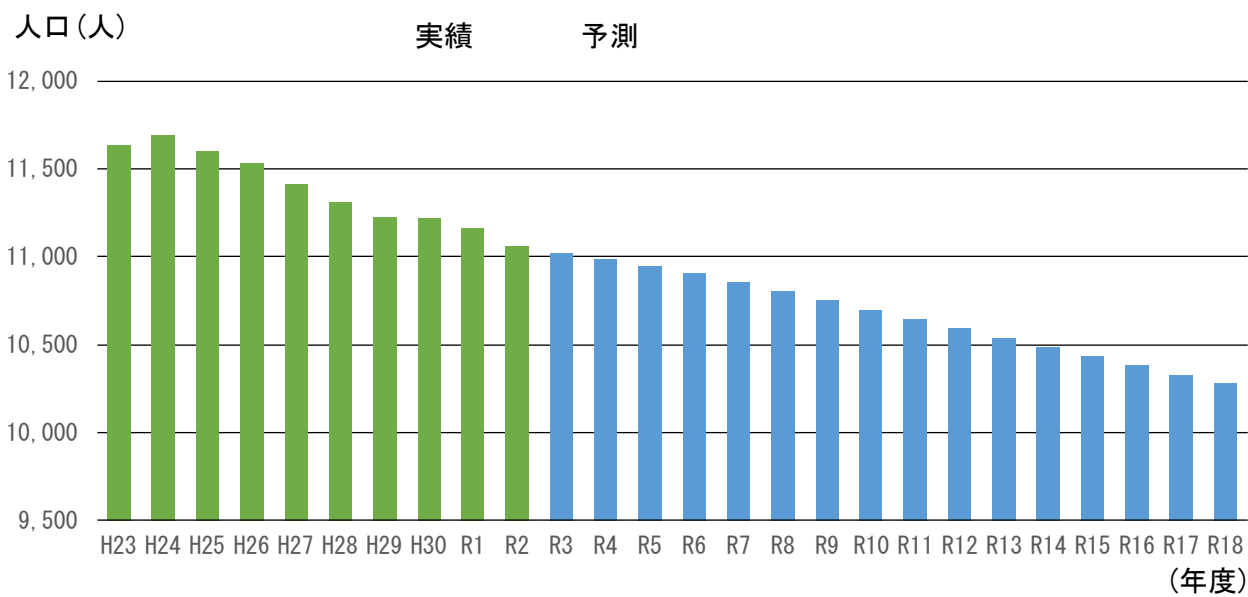


図 3-1-2 人口の推移

1.1.3 ごみ量の予測

(1) ごみ量実績

過去5年間のごみ量実績を表3-1-2に示す。

総ごみ量は、平成30年度までは増加傾向を示しているが、令和元年度には減少し、令和2年度には増加している。

表3-1-2 ごみ排出量実績

種類/年度		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口		人	11,311	11,225	11,217	11,167	11,059
排出量	総ごみ量	t/年	4,748	4,808	4,921	4,452	4,755
	家庭系ごみ合計	t/年	3,404	3,428	3,555	3,352	3,493
	可燃ごみ	t/年	2,620	2,657	2,775	2,670	2,812
	不燃ごみ	t/年	269	266	269	253	284
	粗大ごみ	t/年	72	76	120	66	95
	有害ごみ	t/年	4	4	3	4	6
	資源ごみ	t/年	51	50	49	46	40
	集団回収	t/年	388	375	339	313	256
	事業系ごみ合計	t/年	1,344	1,380	1,366	1,100	1,262
	可燃ごみ	t/年	1,327	1,369	1,356	1,081	1,253
	不燃ごみ	t/年	12	7	5	15	7
	粗大ごみ	t/年	5	4	5	4	2
	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(家庭系ごみ原単位) ※集団回収、資源ごみを除く		g/人/日	718.2	733.0	773.5	732.3	792.0
1人1日当たりの事業系ごみ排出量(事業系ごみ原単位)		g/人/日	325.5	336.8	333.6	269.1	312.6
1人1日当たりの総ごみ排出量(総ごみ原単位)		g/人/日	1,150.1	1,173.5	1,201.9	1,089.3	1,178.0

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

(2) 現状施策を継続した場合のごみ量予測

家庭系ごみ量については、1人1日当たりのごみ量が令和2年度の値で推移することとし、各年度の将来人口と年間日数を乗じて算定する。事業系ごみ量は、令和2年度のごみ量で推移すると設定する。中間年度の令和8年度は、家庭系ごみ量が3,412t/年、事業系ごみ量が1,262t/年、合計で4,674t/年と予測される。最終年度の令和18年度は、家庭系ごみ量が3,247t/年、事業系ごみ量が1,262t/年、合計で4,509t/年と予測される。

ごみ排出量の予測結果を表3-1-3に示す。

表3-1-3 現状施策を継続した場合のごみ量予測

		単位	実績 令和2年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和18年度
排出量	可燃ごみ	t/年	2,812	2,747	2,614
	不燃ごみ	t/年	284	277	264
	粗大ごみ	t/年	95	93	88
	有害ごみ	t/年	6	6	6
	資源ごみ	t/年	40	39	37
	集団回収	t/年	256	250	238
	家庭系ごみ合計	t/年	3,493	3,412	3,247
	可燃ごみ	t/年	1,253	1,253	1,253
	不燃ごみ	t/年	7	7	7
	粗大ごみ	t/年	2	2	2
	有害ごみ	t/年	0	0	0
	事業系ごみ合計	t/年	1,262	1,262	1,262
	総ごみ量	t/年	4,755	4,674	4,509
	1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量（家庭系ごみ原単位） ※集団回収、資源ごみを除く		g/人/日	792.0	792.0
1人1日当たりの事業系ごみ 排出量（事業系ごみ原単位）		g/人/日	312.6	320.0	336.4
1人1日当たりの総ごみ 排出量（総ごみ原単位）		g/人/日	1,178.0	1,185.4	1,201.7

(3) 減量化目標の設定

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）が、令和3年3月に策定された。この計画は、「廃棄物処理法」に基づき、昭和48年に第1次計画を策定して以来、見直しを行いながら埼玉県における廃棄物行政の指針を定めている。廃棄物の現状分析と将来推計を行い、廃棄物に関して達成すべき目標と講じる施策を取りまとめている。

県の減量化目標は、平成30年度を基準として、令和7年度の目標値を定めたものであり、「家庭系ごみ排出量原単位を16%削減」、「事業系ごみ排出量を16%削減」することを目標としている。この目標値を参考にして、令和3年度から令和7年度までは、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ量を年間2%削減し、令和8年度から最終年度の令和18年度までは、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ量を年間1%削減することとする。

資源ごみと集団回収については、1人1日当たりの排出量が年間1%増加することとする。

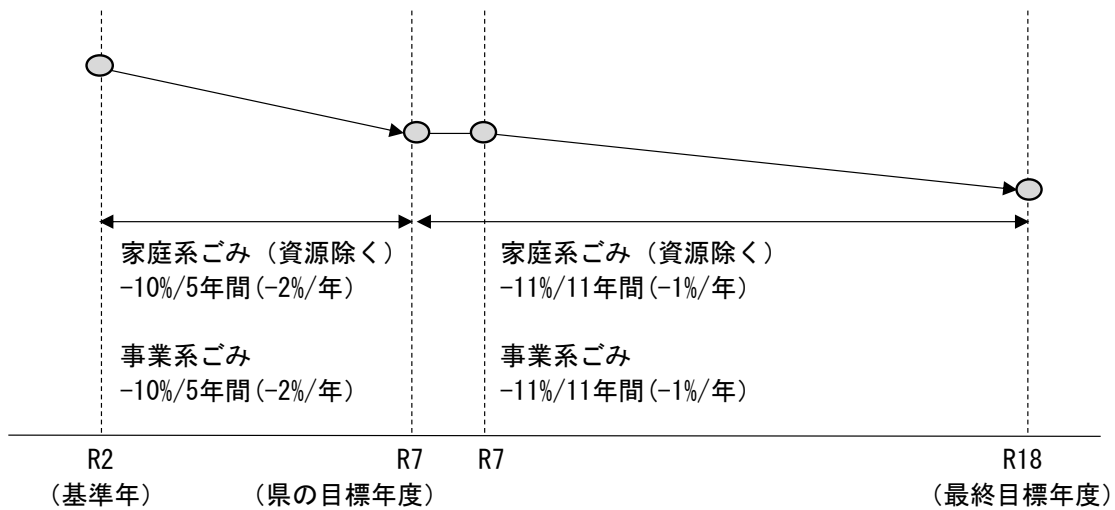


図 3-1-3 減量化目標の設定

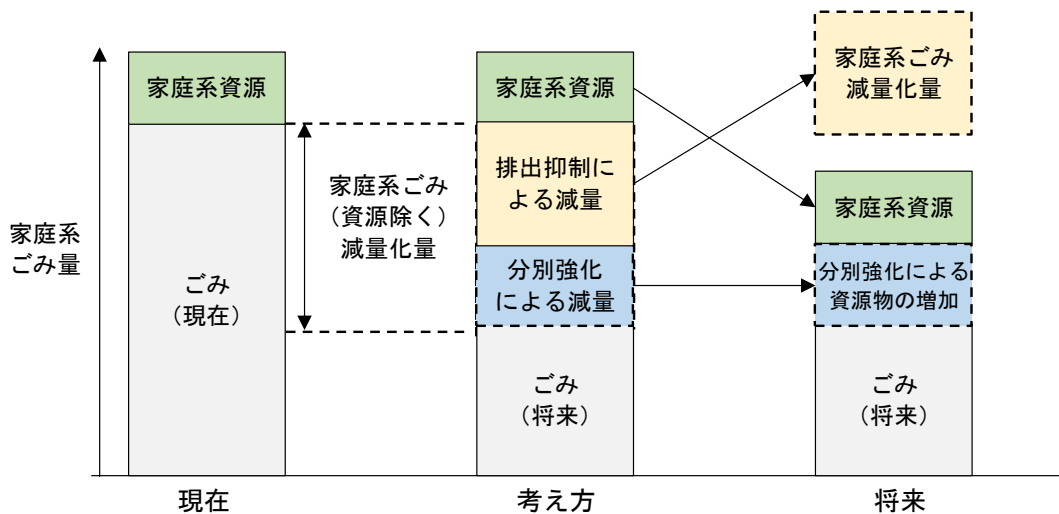


図 3-1-4 家庭系ごみの減量の考え方

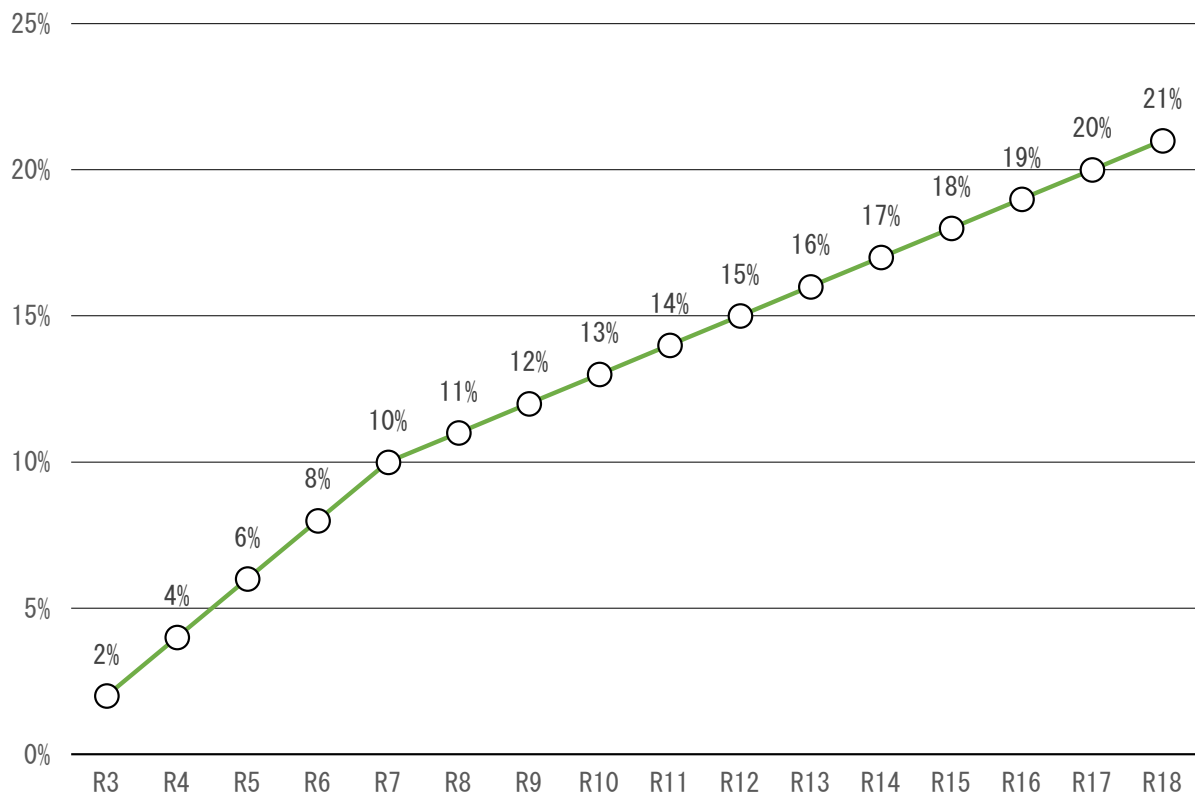


图 3-1-5 減量化目標

(4) 施策を実施した場合のごみ量予測

現状施策を継続した場合のごみ量予測に減量化目標を加味して推計した、施策を実施した場合のごみ量予測を表 3-1-4、図 3-1-6 に示す。中間年度の令和 8 年度は、家庭系ごみ量が 3,086t/年、事業系ごみ量が 1,123t/年、合計で 4,209t/年と予測される。最終年度の令和 18 年度は、家庭系ごみ量が 2,667t/年、事業系ごみ量が 997t/年、合計で 3,664t/年と予測される。

表 3-1-4 施策を実施した場合のごみ量予測

		単位	実績 令和2年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和18年度
排出量	可燃ごみ	t/年	2,812	2,445	2,065
	不燃ごみ	t/年	284	247	209
	粗大ごみ	t/年	95	83	70
	有害ごみ	t/年	6	5	4
	資源ごみ	t/年	40	41	43
	集団回収	t/年	256	265	276
	家庭系ごみ合計	t/年	3,493	3,086	2,667
	可燃ごみ	t/年	1,253	1,115	990
	不燃ごみ	t/年	7	6	6
	粗大ごみ	t/年	2	2	2
	有害ごみ	t/年	0	0	0
	事業系ごみ合計	t/年	1,262	1,123	997
	総ごみ量	t/年	4,755	4,209	3,664
	1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量(家庭系ごみ原単位) ※集団回収、資源ごみを除く		g/人/日	792.0	704.9
1人1日当たりの事業系ごみ 排出量(事業系ごみ原単位)		g/人/日	312.6	284.8	265.7
1人1日当たりの総ごみ 排出量(総ごみ原単位)		g/人/日	1,178.0	1,067.4	976.5

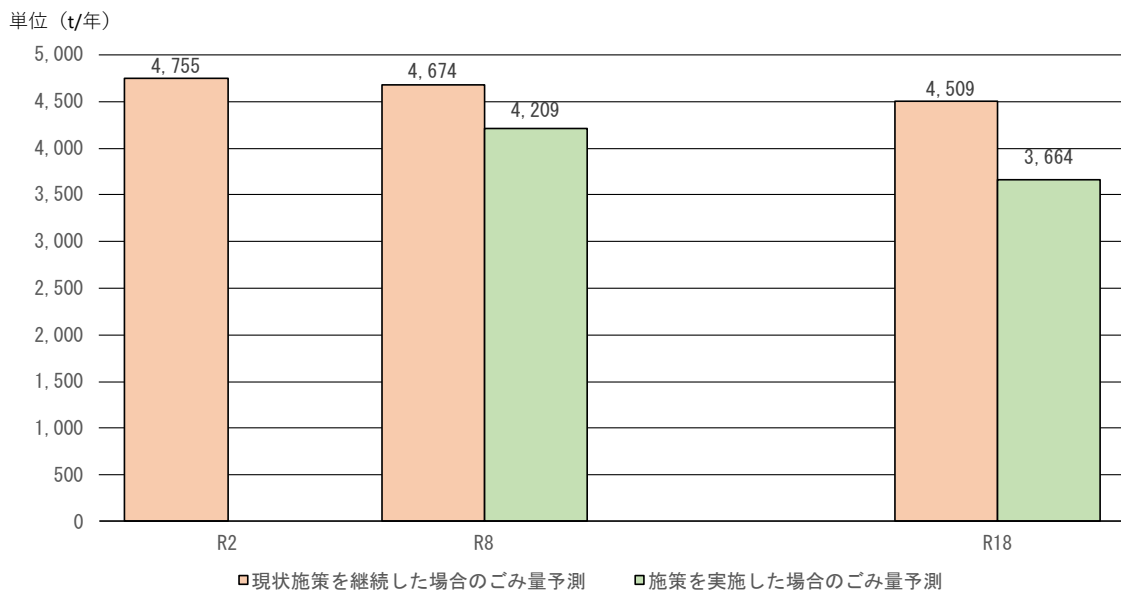


図 3-1-6 現状施策を継続した場合のごみ量予測と施策を実施した場合のごみ量予測

1.2 3R推進計画

1.2.1 町民・事業者との情報交流

町は、町民・事業者の循環型社会実現についての理解を促進し、自主的な取組を支援するなど、コーディネーターとしての役割を果たす。ごみ減量の3つのR、「Reduce（リデュース）」、「Reuse（リユース）」、「Recycle（リサイクル）」を推進するためには、各主体がそれぞれの立場で具体的に行動する必要があるが、相互に協力することでより効果的な効果を得ることができる。そのため、町は、町民・事業者と情報交流を積極的に行い、情報を共有する。

（1）町民・事業者の意識醸成

循環型社会の構築に向けて、町民及び事業者のごみ減量に関する意識を高めてもらうような各種の情報提供を行う。

- 循環型社会実現についての理解を深める情報の提供
- 町民・事業者の先進的な活動の紹介
- リサイクルショップ・フリーマーケットなどの情報提供
- ごみ・資源物に関する町の取組状況の情報提供

（2）子どもを対象とした環境教育

本町の将来を担う子どもを対象に、環境教育の一環として、学校教育の場を中心にごみ処理・リサイクルに対する理解を深めるための実践活動を行う。

- 施設見学会の実施
- 副読本の拡充
- ごみ減量に関する絵や標語等の作品の表彰

（3）大人・団体を対象とした環境学習

大人の町民や各種団体に対し、ごみ減量・リサイクルの推進等、環境学習に係る活動拠点の整備やプログラムの実施を行う。

- 環境学習ができる場の整備
- 大人が学べるプログラムの提供
- 地域のごみ減量リーダーの育成

（4）多様な媒体の活用

各世代にまんべんなく情報が行き渡るよう、対面、広報紙、インターネット、スマートフォン等、様々な媒体を活用した情報発信や交流を行う。

- 住民参加型の啓発活動の実施
- 紙媒体による情報提供
- ホームページの情報拡充
- ごみ分別アプリの機能拡充
- フェイス・トゥ・フェイスの情報交流

1.2.2 発生抑制・再使用

ごみ減量の3つのRのうち、優先順位が高いのはリデュース、リユースである。リデュース、リユースの主体は町民・事業者であり、町は、町民・事業者によるリデュース、リユースが促進するよう、普及啓発や環境整備を行う。

(1) 食品ロス削減

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、町民・事業者の双方が食品ロスの削減を目指した取組を行う。

- 食品ロスを減らすための普及啓発
- フードドライブの検討
- 飲食店、小売店・販売店への食品ロス削減の協力要請
- 食べきり SaiTaMa 大作戦の活用
- 彩の国エコぐるめ協力店の活用

(2) 生ごみ減量

家庭系ごみの組成の中で大きな重量比を占める生ごみの排出量削減を図るため、生ごみの発生抑制、減量化に係る取組を行う。

- 生ごみ処理容器の普及・拡大
- 庭や畑での自家処理の促進
- 水切りの促進
- 生ごみの発生を抑える調理の普及啓発

(3) プラスチック削減

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を鑑み、プラスチック類を削減するための取組を行う。

- プラスチックを削減するための普及啓発
- 小売業者への使い捨てプラスチック製品削減の働きかけ
- 彩の国エコぐるめ協力店の活用

(4) 事業者のごみ減量の取組の促進

本町の大きな課題となっている事業系ごみの排出原単位を削減するため、事業者のごみ減量への取組を促進する。

- 事業系ごみの多量排出事業者へのごみ減量計画書の義務付け
- 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- 県が実施する事業系ごみ削減キャンペーンの活用
- リサイクル認定事業所の検討
- クリーンセンターにおける搬入物検査

(5) バイオマスリサイクル事業の誘致（長期）

長期的視点から、生ごみ、事業系食品廃棄物、剪定枝、浄化槽汚泥等を有効利用し、周辺環境へ配慮した再生可能エネルギー創出事業を町内に誘致することを検討する。

- バイオガス発電施設（メタン発酵）
- 木質バイオマス発電施設（ボイラ熱回収、ガス化）
- 熱分解ガス化施設（水素製造）

(6) 家庭系ごみ有料化（長期）

長期的視点から、家庭系ごみの排出原単位を削減する方策として、家庭系ごみの有料化についてメリット・デメリットを踏まえ検討する。

- 他自治体における家庭系ごみ有料化の情報収集
- 家庭系ごみ有料化のメリットとデメリットの検討

(7) 事業系ごみの排出基準と処理手数料（長期）

長期的視点から、町内の中小事業者を対象に、家庭系ごみ収集所における事業系ごみの排出及び収集のあり方を検討するとともに、クリーンセンターに持ち込まれる「持込ごみ」に係る基準等を組合と連携して適宜見直す。

- ごみ収集所を利用できる事業者の条件の検討
- ごみ収集所を利用する少量排出事業者からの適正な処理費用の徴収の検討
- 収集業者と連携した小規模排出事業者への指導
- 事業系ごみの持込基準（品目、量）の検討
- ごみ処理原価を考慮した持込手数料の検討

(8) 町の率先行動

町民・事業者の規範となるよう、町における率先した行動を行うことにより、ごみの発生抑制、再使用に係る機運を全町的に高めていく。

- 町役場等での率先した行動
- 町職員の意識の向上
- 学校給食から発生する食品ロス対策

1.2.3 リサイクル

リデュース、リユースを行っても発生してしまう不用物については、できる限りリサイクルをする必要がある。町では、集団回収への支援、資源ごみの分別収集、拠点回収などによりリサイクルを行っている。今後も、現在のリサイクルを継続するとともに、リサイクル可能な資源がごみとして捨てられないよう、対象品目の拡充や品目に応じた回収方法について検討していく。

(1) 集団回収

家庭系ごみの収集・処理量を削減するため、資源物の集団回収を拡充するとともに、町民の協力を促すための周知・啓発を行う。

- 集団回収実施団体への支援を継続
- 集団回収品目の追加（雑紙等）
- 町民への集団回収の周知・啓発

（２）資源ごみの分別収集

可燃・不燃ごみ量を削減して資源ごみの収集量を増やすとともに、分別精度を向上させるための取組を推進する。

- 分別徹底に関する普及啓発
- 剪定枝の分別収集の検討

（３）拠点・店頭回収

町内の事業所等に協力を仰ぐ等の方法で回収拠点を増やすことを検討する。

- 対象品目の拡充の検討（古着・古布、布団、インクカートリッジなど）
- 回収拠点の増加の検討
- 店頭回収の協力要請

（４）プラスチック分別収集の検討（長期）

長期的視点から、「容器包装リサイクル法」並びに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を鑑み、プラスチックの分別収集について組合の動向を踏まえて検討する。

- 容器包装プラスチック（その他プラスチック製容器包装）
- 製品プラスチック（容器包装以外のプラスチック類）

（５）『(仮称) 町営リサイクルステーション』の検討（長期）

長期的視点から、資源物の可燃・不燃ごみへの混入や処理困難廃棄物の不適正処理・不法投棄等を抑制するため、(仮称) 町営リサイクルステーションを設置することを検討する。

リサイクルステーションは、以下の廃棄物の回収拠点となることを想定する。

- 現行の資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・スプレー缶）：リサイクル率の向上
- 有害ごみ（電池類、蛍光灯、水銀体温計）：環境負荷の低減
- 粗大ごみ（家具、自転車、カーペット、ふとん等）：不法投棄防止
- 金属類（鉄・アルミ製品）：不燃ごみ処理量の削減
- 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、雑紙）：焼却量の削減、リサイクル率の向上
- 古布類（古着等）：焼却量の削減、リサイクル率の向上
- 生ごみ：焼却量の削減、リサイクル率の向上
- 剪定枝：不法堆積の防止
- プラスチック類：プラスチック関連法への対応、不燃ごみ処理量の削減
- 小型家電：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律への対応
- 処理困難物：不法投棄防止

なお、リサイクルステーションの設置に当たっては、品目ごとの適正な処理・リサイクルルート構築が必要である。

1.3 ごみの適正処理計画

1.3.1 収集・運搬計画

基本的には現状の分別区分、排出方法、排出回数及び排出場所を維持していくものとする。高齢化が進む中で、ごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されることから、ごみを収集所まで排出することが困難な世帯に対する対応を検討していく。

(1) 排出方法

表 3-1-5 ごみの排出および収集・運搬の方法

令和3年4月1日現在

区分	内容	排出方法	排出回数	排出場所	備考
可燃ごみ	台所生ごみ、紙くず、衣類、食品、プラスチック類、皮革類	認定袋に入れ収集所へ	週2回	ごみ収集所	処理施設への自己搬入可
不燃ごみ	資源ごみ以外のガラス・せともの、金属類、ライター	認定袋に入れ収集所へ	月2回	ごみ収集所	処理施設への自己搬入可
粗大ごみ	タンスなどの家具、いす、自転車、カーペット、ふとん ※家電リサイクル法に係る家電品目を除く	リクエスト収集	月1回	戸別	処理施設への自己搬入可
有害ごみ	電池類、蛍光灯、水銀体温計 ※ガスボンベ・バッテリーを除く	有害ごみ収集所の回収容器へ	年2回	有害ごみ収集所	
資源ごみ	びん、かん、ペットボトル、スプレー缶	資源ごみ収集所の各コンテナ及びエコバッグへ	月2回	資源ごみ収集所	
家電ごみ	掃除機、扇風機、電子レンジ、トースター、ドライヤー、ノートパソコン、携帯電話などの小型家電（15cm×25cm以下） ※家電リサイクル法に係る家電品目を除く	家電ごみの収集日に役場西側駐車場へ	年2回	—	小型家電（15cm×25cm以下）は、開庁日に庁舎内の回収ボックスへ

(2) 福祉部署と連携したごみ出し困難世帯への対応

福祉部署と連携して、高齢や障がい等によりごみや資源物をごみ収集所等まで排出することが困難な世帯に対して、収集職員が玄関先等まで収集に伺い、必要に応じて安否の確認を行う戸別収集等について検討する。

(3) 委託業者への低公害車導入の要請

収集中の排気ガス及び二酸化炭素排出量を削減するため、低公害車を導入した委託業者に委託するよう努める。

(4) 事業者、一般廃棄物収集者への要請

- 事業系一般廃棄物を小山川クリーンセンターへ持ち込む事業者には、排出の減量化に努めるとともに、廃プラスチック等の産業廃棄物が混入しないよう要請する。
- 事業系一般廃棄物を事業所の依頼を受けて小山川クリーンセンターへ持ち込む一般廃棄物収集者には、産業廃棄物が混入しないよう事業者と調整するとともに、事業所別、収集日別、ごみの種類ごとに報告を求め、必要があれば事業所並びに収集者へ適正に排出するよう要請を行う。

1.3.2 中間処理計画及び最終処分

基本的には組合で行っている中間処理及び最終処分を維持していくものとする。施設更新に際しては、発電及び余熱利用施設への熱供給等により、熱エネルギーを最大限利用する施設とするとともに、災害時の強靱化を見据えた施設とする。3Rの推進や中間処理により、最終処分量を最小化し、最終処分場の延命化を図る。ただし、中間処理は組合の所管であるため、本計画には、組合の計画を一部修正して掲載する。

(1) 小山川クリーンセンターの長寿命化

ごみ焼却施設は、他の都市施設と比較すると耐用年数が短く、約 20～24 年で更新時期を迎える例が多くなっている。一方で、国及び自治体等の財政状況も厳しい状況にあることから、環境省ではごみ処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、「長寿命化計画策定支援事業」及び「基幹的設備改良事業」に対して交付金を出し、当該取組を推進している。

小山川クリーンセンターは、稼働後 21 年目を迎えていることから、長寿命化計画を検討し、運転及び維持管理に取り組んでいくことが重要である。

(2) 焼却灰等の有効利用ルートの確立

焼却灰等については、民間のセメント工場等の活用により有効利用を図っているところである。

今後も、セメント化や人工砂化等により建設資材としての有効利用を図るため、民間委託を主として取り組んでいく。ただし、安定的・長期的な資源化体制を確保するため、有効利用ルートについては継続して調査・研究を行っていく。

(3) 廃棄物エネルギーの継続利用

効率的な発電及び熱回収を図り、継続的に余熱利用施設「湯かっこ」への焼却余熱の供給を行っていく。

また、町民に対して、小山川クリーンセンターでの熱エネルギー有効利用に関する情報発信を継続し、身近な施設での取組を知ってもらうことで、町民の資源循環への意識を醸成していく。

(4) 安全対策の徹底

施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努める。また、今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していく。

(5) 新たな最終処分場のあり方の検討

現在は、民間最終処分場にて最終処分を行っているが、最終処分場のあり方について、焼却灰等の資源化状況及び灰固化物（飛灰）の排出量に応じて、費用対効果を勘案しながら検討を継続する。

(6) 一般廃棄物最終処分場跡地の管理と利用の検討

一般廃棄物最終処分場については、埋立終了以後も維持管理や跡地利用について調査・検討を継続する。

1.4 計画の推進

1.4.1 実施スケジュール

本基本計画の計画期間は、令和4年度から令和18年までの15年間であるが、早急に必要な施策を第1次基本計画（短期重点計画）として、今後5年間のうちにその内容を検討し、実施するものとする。

1.4.2 町民・事業者・行政の役割

循環型社会の実現を目指すためには、町民・事業者・行政それぞれが共通認識に立ってごみ処理に関する責任を持ち、相互の理解と協力のもと役割分担を図ることが必要である。町民・事業者・行政は、次のような取組を行うこととする。

（1）町民の取組

家庭における排出抑制・リサイクルに関する情報収集を行い、その重要性を理解し、自主的に取組を行う。

①発生抑制

- 日常生活の中で、ごみを発生させないことを常に意識して行動する。
- 外出時には、マイバッグ、マイボトル、マイストロー、マイ箸などを持参し、必要のないものは断る。
- 「賞味期限」と「消費期限」について正しい知識を持ち、買物は期限の近いものから購入し、期限内に食べきるようにする。
- 食品ロスが出ないように計画的な買い物を行い、使い切ることを心がける。
- 外食では食べきれぬ量だけ注文し、残さず食べるようにする。
- プラスチックを使用しない製品購入を心掛け、購入した場合はできるだけ長く使用する。
- 簡易包装商品、詰め替え商品などを選択し購入する。

②再使用

- 使い捨てのライフスタイルを見直し、購入したものはできる限り長く使用する。
- 不用になったものは、フリーマーケットやバザー、リサイクルショップ、フリマアプリ等を積極的に利用する。

③リサイクル

- 不用になったものは、別の用途に変えて使用するなど、できる限りリサイクルするように取り組む。
- 古紙や再生プラスチックなどの再生資源を利用した製品を選択する。
- 地域の集団回収などのリサイクル活動に積極的に参加する。

④適正排出

- 決められたごみ出しのルールを守り適正排出を心がける。
- 電池類・蛍光灯などの有害ごみの回収に協力する。
- ごみ収集所を清潔に維持するための管理を行う。
- 不法投棄やごみ収集所からの資源の持ち去りを防止するため、監視・通報に協力する。

(2) 事業者の取組

事業所における排出抑制・リサイクルに関する情報収集を行い、その重要性を理解し、従業員が自主的に行動できるような環境を整備する。

①排出事業者の取組

- 事業活動の中で、リサイクルできるものは積極的にリサイクルを行い、リサイクルできない廃棄物は、自らの責任（排出者責任）で適正に処理する。

②町民に対する取組

- 生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックを使用するなど、環境への影響を考慮する。
- 販売店や飲食店は、レジ袋の有料化、店頭回収の実施などに取り組む。
- 飲食店は、計画的な仕入れや、食べ残しの出ないメニューの開発など食品ロスが生じないように努める。
- 販売事業者は詰め替え製品や再使用可能な製品、再生資源を利用した製品を取り扱う。
- 販売事業者は、拡大生産者責任の考え方にに基づき、自らが販売した使用済み製品等を自主的に回収する。

(3) 行政の取組

町民・事業者の規範となるよう行動し、町民・事業者の自主的な取組を促進するための情報提供・普及啓発、仕組みづくりを行う。

①行政の率先した取組

- 町は、町民・事業者の規範となるよう、資料の電子化、ペーパーレス化の徹底等、再生品や環境に配慮した商品の積極的な購入・使用、町役場等での食品ロス削減など、町民・事業者に率先してごみの排出抑制等に取り組むとともに、その取組について積極的に情報を公開する。
- 町が主催するイベントにおいてごみ発生量の削減に取り組むとともに、配布するノベルティなどについては、プラスチック製品を使用しないようにする。
- ごみの資源化・有効利用の方法や事例・効果等を研究し、本町に導入可能な施策を検討する。

②町民に対する取組

- 町民による自主的な取組を促進するため、排出抑制・リサイクルに関する情報提供や啓発の充実を図る。
- 過剰包装や使い捨て容器の購入及び使用の自粛、詰め替え製品やリターナブル容器の購入・使

用を呼びかける。

- 食品ロス削減のために、町民・事業者がその重要性を理解し、それぞれが主体的にライフスタイルや事業活動を変えていくことができるような仕組みを作り、普及啓発を行う。
- 買い物袋を持参するマイバッグ運動の実施とレジ袋やワンウェイプラスチック削減への協力を要請する。
- 環境に配慮している小売店・事業所等についての情報を提供し、商品購入時等に選択するよう啓発する。
- 資源物をできる限りリサイクルするため、分別の徹底を啓発していく。
- ごみ減量に取り組んでいる町民や団体などを広報等で紹介する。
- 蛍光灯・電池類などの有害ごみの回収の情報を広報等で発信する。

③事業者に対する取組

- 事業系ごみを削減するため、事業所による自主的な取組を促進し、情報提供と指導の充実を図る。
- 町内の販売店や飲食店に対して、簡易包装、ワンウェイプラスチックの無料配布の抑制や代替品の取り扱いなどについて、情報を提供し、協力を要請する。
- 小売店に対して店頭での資源物回収等を行うよう協力を要請する。
- ごみ減量に配慮している小売店・事業所等を広報等で紹介する。

第2章 生活排水処理基本計画

2.1 計画フレーム

本町では、令和2年3月に、「美里町生活排水処理基本計画等見直し業務」において、「美里町生活排水処理基本計画」（平成28年3月）の見直しを行っている。本計画の計画フレームは、「美里町生活排水処理基本計画等見直し業務」に準じることとする。

表 3-2-1 生活排水処理基本計画の計画フレーム

行政面積 (ha)	行政人口(人)		事業手法	処理人口(人)		普及率(%)		整備面積(ha)		整備率(%)	
				現況 (平成29年度)	令和7年度	現況	令和7年度	現況	令和7年度	現況	令和7年度
3,348.0	現況	11,274	単独公共下水道事業	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	令和7年度	10,629	流域関連公共下水道事業	2,324	2,625	81.9	100.0	120.0	156.0	76.9	100.0
			特定環境保全公共下水道事業	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			小計	2,324	2,625	—	—	120.0	156.0	—	—
			農業集落排水事業	3,973	3,808	100.0	100.0	239.0	239.0	100.0	100.0
			林業集落排水事業	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			小計	3,973	3,808	—	—	239.0	239.0	—	—
			浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			個別排水処理施設整備事業	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			浄化槽設置整備事業	2,553	4,196	60.8	100.0	134.7	221.3	60.9	100.0
			小計	2,553	4,196	—	—	134.7	221.3	—	—
			その他	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			合計	8,850	10,629	80.4	100.0	493.7	616.3	80.1	100.0

※平成29年度・令和7年度における「流域関連公共下水道事業」の処理人口については、十条・沼上地区を含む

2.2 生活排水処理基本方針

本町の生活排水処理については、次の基本方針を定める。

- 公共下水道の着実な整備
- 農業集落排水施設の適正な維持管理
- 公共下水道及び農業集落排水施設への接続の推進
- 公共下水道及び農業集落排水施設の整備対象外地域における合併浄化槽への転換

2.3 公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備計画

(1) 公共下水道の着実な整備

令和5年度までに農業集落排水十条・沼上処理区を公共下水道に統合し、令和7年度には下水道整備率100%を達成する。

(2) 農業集落排水施設の適正な維持管理

農業集落排水施設については、平成7年から平成23年にかけて整備され、今後、老朽化が予想されることから、適切な維持管理を行っていく。

(3) 公共下水道及び農業集落排水施設への接続の推進

公共下水道及び農業集落排水施設への接続を呼びかけていく。

(4) 公共下水道及び農業集落排水施設の整備対象外地域における合併浄化槽への転換

公共下水道及び農業集落排水施設の整備対象外地域では、合併処理浄化槽への転換を呼びかけ、合併処理浄化槽への転換に要する費用の補助について周知を図っていく。

浄化槽の維持管理には、適切な保守点検・清掃・法定検査が必要であることから、啓発活動を通して、合併処理浄化槽を使用している町民や事業所の維持管理の意識を高めていく。

2.4 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

基本的には組合で行っている中間処理及び最終処分を維持していくものとする。中間処理は組合の所管であるため、本計画には、組合の計画を一部変更して掲載する。

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理の目標

将来的な処理量減少や浄化槽汚泥混入率の増加に対応できるよう、施設の適正処理体制を検討し、長期的・安定的な維持管理を推進していく。

(2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

1) 運転方法の検討

利根グリーンセンターにおいては、今後し尿及び浄化槽汚泥処理量全体が減少していくものと見込まれることから、こうした変動に対応できるよう、運転方法の検討を継続していく。

2) 長期的視野に立った改修・補修計画の継続的見直し

利根グリーンセンターは竣工してから 30 年以上が経過するため、施設の性能を維持していくために、長期的視野に立って改修・補修計画を継続的に見直ししていく。

また、今後も長期にわたって、し尿及び浄化槽汚泥処理が必須であることから、将来的な施設の長寿命化や更新を視野に入れた計画立案を行う。

3) 使用手数料の検討

近隣自治体の動向や組合の構成市町等との協議を踏まえ、コスト計算を行った上で、適宜、使用手数料の見直しを検討する。

4) 安全対策の徹底

施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努める。

また、脱水汚泥等の焼却処理についても、引き続きダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していく。